

J A のご案内

令和5年度 情報開示資料

2024(令和6年1月31日)

旭川市の位置と地勢



北海道の中央部に上川管内があり、東経141度58分から143度10分、北緯42度52分から44度54分間に位置し、東西96km、南北224kmで、北見山脈、天塩山脈、並びに夕張山脈に囲まれ、その面積は9,852K㎡余りで本州の県相当となっています。

上川管内の東側には、北海道の屋根と呼ばれる雄大な大雪山連峰がそびえ、石狩川はここを源として流れ、その水域は上川の大平野を形成しています。

また、南部には十勝岳を控え、空知川の流域には富良野平野があり、北部は天塩川がその中央を北に貫流し、いずれも田畑の開発がめざましく、一般的に地味は肥沃で本道農業の中核地帯として知られています。

旭川市はその上川中央部地帯の西寄り、東経142度9分から142度44分、北緯43度32分から43度57分間に位置しその面積は747.66km²、標高112m、人口31.9万人で札幌市につぎ北海道で第2の都市です。



あさひかわ農業協同組合

目次

ごあいさつ

I. JAあさひかわの概要

1. 経営理念・経営方針	4
2. 主要な業務の内容	5
3. 経営の組織	9
4. 社会的責任と地域貢献活動	14
5. リスク管理の状況	17
6. 自己資本の状況	21

II. 業績等

1. 令和5年度における事業の概況	22
2. 最近5年間の主要な経営指標	28
3. 決算関係書類（2期分）	29
4. 部門別損益計算書	49

III. 信用事業

1. 信用事業の考え方	52
2. 信用事業の状況	53
3. 貯金に関する指標	55
4. 貸出金等に関する指標	56
5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高	60
6. 有価証券に関する指標	61
7. 有価証券等の時価情報	62
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	63
9. 貸出金償却の額	63

IV. その他の事業

1. 指導事業	64
2. 共済事業	64
3. 生産販売事業	66
4. 保管事業	67
5. 利用事業	67
6. 購買事業	68

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	69
2. 自己資本の充実度に関する事項	70
3. 信用リスクに関する事項	71
4. 信用リスク削減手法に関する事項	75
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	76
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	76

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	77
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	77
9. 金利リスクに関する事項	77

VI. 連結情報

1. 組合及びその子会社等の主要な事業の 内容及び組織の構成	80
2. 連結事業概況（令和5年度）	81
3. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、 連結注記表及び連結剰余金計算書	82
4. 農協法に基づく開示債権の状況	103
5. 連結ベースの最近5年間の主要な経営指標	104
6. 連結ベースの事業別の経常収支等	104
7. 連結自己資本の充実の状況	105

VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

1. 確認書	115
--------	-----

VIII. 沿革・歩み

1. 沿革・歩み	116
----------	-----

IX. ディスクロージャー誌の記載項目について

	117
--	-----

ごあいさつ

皆様には、日頃よりJAあさひかわをご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。
組合員および地域の皆様に当JAを一層ご理解いただき、ご信頼を深めていただくことを
を念願し本冊子を作成いたしましたので、今後益々協同の輪が広まるようお役に立てて
いただければ幸いです。

全世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、少しずつコ
ロナ禍以前の日常を取り戻しつつありますが、その影響は未だ社会に大きな影を落として
おります。また、物価高や円安の影響により経済を取り巻く環境は厳しさを増す中、農業
分野においても生産コストの高騰が続いており、将来的な見通しを立てることが困難な情
勢となっております。

このような状況の中、基本理念に基づき、お客様への貢献をはじめ、職員とその家族の
健康・安全の確保を図り、業務継続体制を構築するとともに維持してまいります。

当組合はこれからも皆様のニーズにお応えするとともに、安心してご利用いただけるよ
う役職員一丸となり、自主・自立・互助の協同組合精神に基づき、協同の輪を一層大切に
して目標に向けて取り組んでまいります。

今後とも一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年5月
代表理事組合長 古澤 祥弘



〔基本理念〕

1. 組合員経済への貢献

JA本来の設立意義に立ち返り、組合員の所得向上に努め、組合員の経済的発展
に寄与します。

2. 地域社会への貢献

法令遵守の運営は、勿論のこと、地域社会の一員としての社会的責任に鑑み、土
地利用に関して都市と農村の調和を図り、また、事業活動を通じ利用者への満足度
を高め、地域社会の発展に貢献します。

3. 食料基地北海道としての基盤確立への貢献

食料基地北海道の一翼を担う地域としての責任を全うし、安全、良質な農畜産物
の供給を通じて国民に貢献します。

I. JAあさひかわの概要

1. 経営理念・経営方針

■経営理念

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新を図ります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ります。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築きます。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現します。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めます。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求します。

■経営方針

◇営農・販売部門

地域の環境と実態に即した農業振興に努め、多様な担い手づくりと多彩な産地づくり、消費者の視点に立った安全・安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。当JAでは、市町村と連携し、農業後継者、担い手の育成・認定農業者の推進を図ります。

新たな農業環境下における対策の展開として、クリーン農業の推進、「YES! clean」品目の拡大を行い、多様な用途に即した品質の実現を図ります。また食の安全・安心に関する消費者ニーズに的確に対応するとともに、栽培技術の強化、収量・品質の平準化に取り組み、「JAあさひかわ」ブランドの生産・販売体制を構築していきます。

◇信用部門

JAバンクセーフティネットの取り組みによる安全性をアピールし、質の高い金融サービスを提供する地域金融機関として、またJAの総合力を結集した事業展開により、組合員・利用者に喜ばれる「JAバンク」の確立を図ります。

◇共済部門

共済事業については、事業基盤の維持・拡大に向け、世帯内深耕に取り組み、農協の総合事業を活かした3Q訪問活動を実践し、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提供することで組合員、利用者、地域の皆様から信頼される「安心」を提案してまいります。

◇購買部門

恒常的な巡回推進を行い営農販売事業との連携を図り、主要資材の品目集約・計画購買・予約取りまとめを柱に、コスト低減と品質の向上に努めます。

◇管理部門

業務運用の合理化・効率化により労働生産性の向上を図るとともに、経営健全化・組織力強化に向け収支並びに資産のモニタリング機能の充実及びそれに基づく経営改善の実施により、自己資本の強化に努めてまいります。また、組合員の立場から考え提案し行動できる人材の育成、地域への貢献活動の取り組みなど積極的に行なってまいります。

2. 主要な業務の内容

■信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替など、いわゆる金融事業といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、農協・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■貯金業務

組合員の方はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様から貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、スーパー定期、自由金利型定期、変動金利定期、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

また、公共料金、道税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

■貯金商品一覧表

種類	特徴	期間	預入金額	備考
当座貯金	支払いは小切手、約束手形等で行う貯金	定めなし	無制限	決済性貯金
普通貯金	自由に出し入れを反復継続出来る貯金	定めなし	無制限	貯金保険金制限有り
貯蓄貯金	決済・資金移動に制限がある貯金	定めなし	無制限	貯金保険金制限有り
納税準備貯金	諸税支払のための資金を準備する貯金	定めなし	無制限	貯金保険金制限有り
定期貯金	あらかじめ預入期間を定めた貯金	1ヶ月～5年	無制限	貯金保険金制限有り
積立式定期貯金	個々の自由な金額を一定期間積立てる貯金	1年～50年	無制限	貯金保険金制限有り
定期積金	一定の金額を一定の期間に積立てる貯金	6ヶ月～5年	無制限	貯金保険金制限有り

貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

■貸出商品一覧表

種類	資金用途	期間	貸付限度
貯金担保貸付	特に定めない	1年以内	担保額の範囲内
共済担保貸付	特に定めない	1年以内	解約返戻金の80%以内
総合口座	特に定めない	期限を定めない	貸越極度額の範囲内
カードローン	事業資金を除く生活に必要な一切の資金	1年以内(自動更新)	10～300万円の貸越限度額の範囲内
フリーローン	生活に必要な一切の資金	6ヶ月以上10年以内	500万円以内
マイカーローン	車両購入にかかる費用	6ヶ月以上10年以内	1,000万円以内
住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・土地の購入	3年以上35年以内	10,000万円以内

※ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査がございます。

※所定の出資金が必要な場合があります。

※貸出商品につきましては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認の上ご利用下さい。

為替業務

全国の J A ・ 信連 ・ 農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込や手形 ・ 小切手等の取立てが安全 ・ 確実 ・ 迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

国債窓口販売

国債（利付 ・ 割引国庫債券）の窓口販売の取扱いをしています。

サービス・その他

当 J A では、コンピュータ ・ オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。また、国債の取扱い、全国の J A での貯金の出し入れや銀行 ・ 信用金庫、また、セブン銀行などでも現金引き出しのできるキャッシュサービス、モバイルバンキング等いろいろなサービスに努めています。

■サービス・その他商品一覧表

種類	特徴
自動振替サービス	一定時期に一定金額を自動的に支払いするサービス
年金受取サービス	公的 ・ 保険年金等年金を自動的に受け取れるサービス
公共料金自動支払	公共料金を口座振替で決済出来るサービス
給与振込サービス	給与受取口座を指定し受け取れるサービス
クレジットサービス	各種クレジットの決済サービス
キャッシュサービス	銀行 ・ 信用金庫 ・ セブン銀行等のキャッシュサービス

■共済事業

J A 共済は、組合員、利用者と地域の皆様に安心をお届けするため、「ひと ・ いえ ・ くるま」の総合保障を提供しております。万一の病気 ・ けがに備える生命保障プラン、老後のための年金保障プラン、大切な家屋 ・ 家財を火災 ・ 自然災害から守る建物保障プラン、万一の事故に対応する自動車保障プランなど、暮らしの保障を幅広く取扱いしております。

■指導事業

指導事業は、J A 事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きな4つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全て J A の収益によってまかなわれます。

指導事業活動は、直接的には J A に経済的利益をもたらしません、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うとともに、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

■生産販売事業

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、JAは組合員の生産物を一元集荷による多元販売と農産物直売所による地域消費者へのPR活動・消費拡大に努めております。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めるとともに、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた生産を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めております。

■保管事業

農産物の収穫期における倉庫収容力の確保及び現有施設の有効活用を積極的に図っております。

■利用事業

生産者が生産から出荷まで全てを個人完結型で行うのではなく、人手を要する作業や規格品質の統一化や均質化により商品としての付加価値が高まるものについて、JAの共同利用施設を利用して集荷・選別調整を行い販売しております。

また、地域の農作業受託組織が生産者に代わって作業を行う、JAで水稻の種子消毒・芽出し等を行い作業の軽減を図っております。

■購買事業

生産資材事業

肥料・農薬・園芸用品等の営農資材、農機具、新車・中古車等、幅広くご利用いただいております。

給油事業

ガソリン・暖房用灯油・プロパンガス等のお取扱いを、市内及び鷹栖町内の6箇所の給油所において、ご利用いただいております。

生活事業

市内1店舗で、加工品を含む特産物をはじめ農畜産物や海産物・食料品・日用雑貨をご提供し、地域の皆様にご利用いただいております。また、冠婚葬祭のお手伝い等地域に密着した活動に努めております。

■ 相談業務

相談業務

組合員をはじめとする、経営・税務・生活に関する諸問題について顧問弁護士・顧問税理士との連携を密にして、快適な暮らしができるよう相談業務を行っています。

資産管理業務

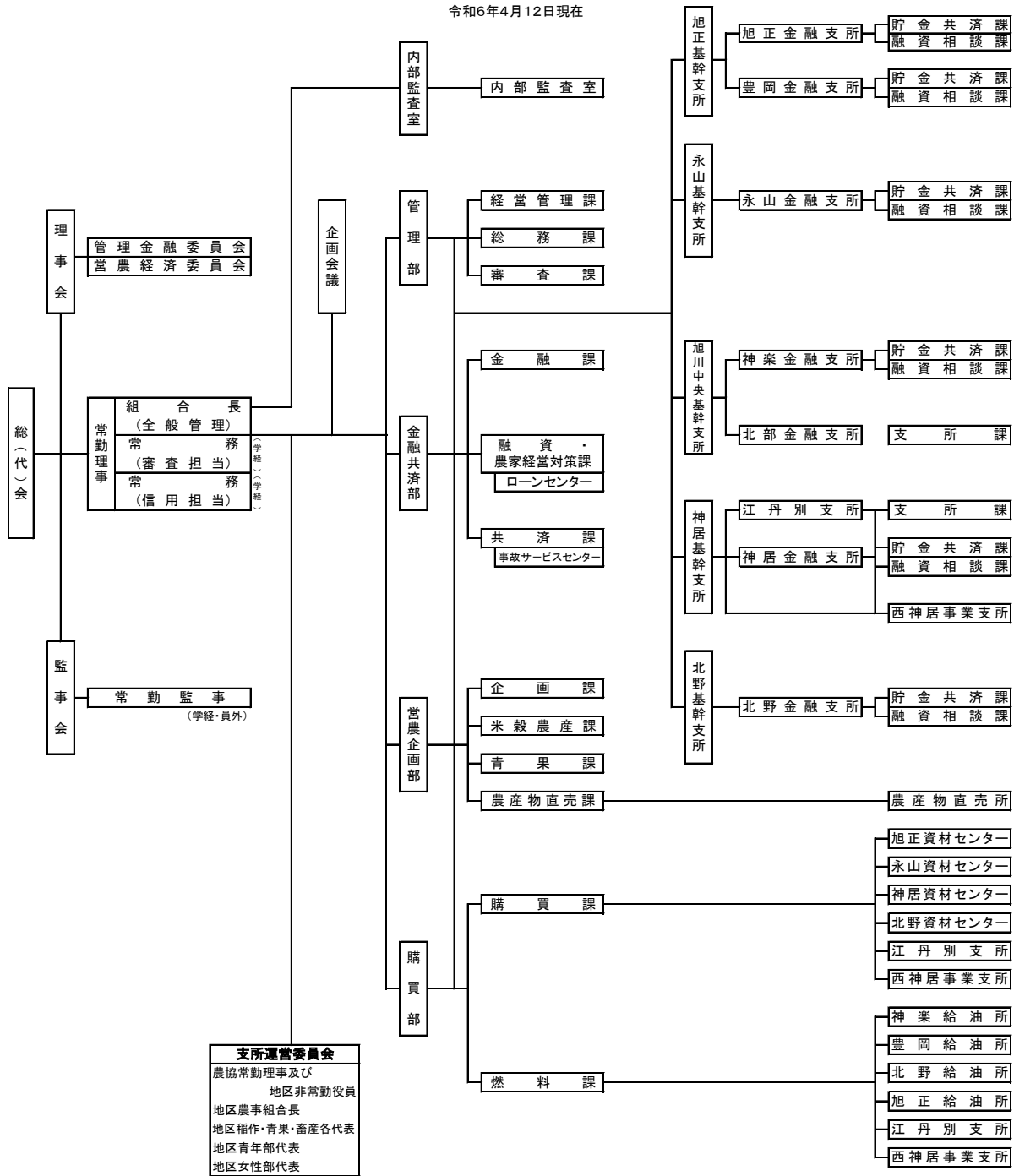
組合員のアパート等施設の設計・管理、土地等の売買の仲介業務、またはアパート等の賃貸借の斡旋を行い、多くの方々のご利用をいただいております。

なお、この業務は専門的に対応するため、当JA100%出資の子会社、「旭川協同総業株式会社」が実施担当しています。

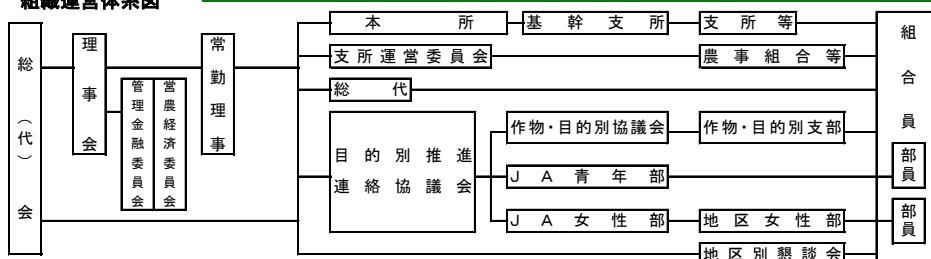
3. 経営の組織

① 機構図

令和6年4月12日現在



組織運営体系図



②組合員数

(単位：人)

資格区分	令和4年度	令和5年度	増減
正組合員	1,577	1,505	△ 72
個人	1,541	1,469	△ 72
法人等	36	36	-
准組合員	17,052	16,749	△ 303
個人	16,992	16,691	△ 301
法人等	60	58	△ 2
合計	18,629	18,254	△ 375
	正組合員戸数 (本年度末)		1,211戸

③組合員組織の状況

令和6年1月31日現在

地区	組織名	構成員数
本所	あさひかわ農協青年部	34
	あさひかわ農協女性部	127
	J Aあさひかわ地域農業再生協議会	642
	J Aあさひかわ稲作協議会	212
	J Aあさひかわ特別栽培米部会	29
	J Aあさひかわ酒米部会	15
	あさひかわ直播研究会	25
	旭川青果物生産出荷協議会あさひかわ支部	183
	J Aあさひかわ青果物ポジティブリスト対策協議会	158
	J Aあさひかわ農産物直売所あさがお運営協議会	183
	J Aあさひかわ農業生産組織連絡協議会	121
永山	永山町農業生産受委託組合	36
	あさひかわ農協永山年金友の会	57
旭川中央	あさひかわ農協さつき年金友の会	53
	あさひかわ農協神楽年金同友会	56
	あさひかわ農協貸家協議会	66
神居	J Aあさひかわ農業生産組織連絡協議会神居支所	32
	神居地域中山間事業連絡協議会	110
	あさひかわ農協神居基幹支所年金友の会	70
	江丹別蕎麦・小麦部会	33
北野	北野地区農用地利用調整組合	181
	北野地区機械利用生産者組織連絡協議会	17
	北野地区水田利用合理化推進協議会	60
	北野受託組合	19
	あさひかわ農協北野支所年金友の会	44

※上記は、当農協と事務委託契約を締結している組合員組織です。

④地区一覧

旭川市・鷹栖町一円

⑤理事及び監事の氏名及び役職名

(令和6年4月12日現在)

役	員	氏	名	役	員	氏	名
代表理事組合長		古	澤 祥 弘	理	事	岸	本 茂 範
常務理事		上	田 裕 治	理	事	木	下 幹 男
常務理事		白	崎 仁 浩	理	事	岩	井 敬 樹
理	事	柿	本 憲 昭	理	事	北	原 豊
理	事	一	宮 敏 昭	理	事	山	川 竜 生
理	事	石	坂 寿 浩	代 表 監 事		高	山 彰 久
理	事	本	谷 義 孝	常 勤 監 事		山	田 耕 也
理	事	宮	城 惠 子	監	事	室	崎 秀 昭
理	事	中	川 幸 広	監	事	村	田 真 一
理	事	村	田 典 彦	監	事	水	野 彰
理	事	荒	永 芳 子				

⑥会計監査人

みのり監査法人

当組合は、農協法第 37 条の 2 の規定に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

⑦事務所の名称及び所在地

(令和6年4月12日現在)

事務所	住所	電話番号	ATM設置台数
本所			
本所	旭川市豊岡4条1丁目1番18号	31-0111	—
営農企画部	旭川市豊岡4条1丁目1番18号	37-8855	—
購買部購買課	旭川市東旭川町旭正36番地2(旭正資材センター内)	37-8860	—
購買部燃料課	旭川市神楽5条8丁目1番16号(神楽給油所内)	61-0661	—
基幹支所			
旭正支所	旭川市東旭川町旭正118番地	32-2231	—
永山支所	旭川市永山2条19丁目3番11号	48-2171	—
旭川中央支所	旭川市神楽5条8丁目1番16号	61-4111	—
神居支所	旭川市神居2条10丁目2番6号	61-4126	—
北野支所	上川郡鷹栖町北野西4条1丁目1番31号	87-2131	—
金融支所			
旭正支所	旭川市東旭川町旭正118番地	32-2231	1台
豊岡支所	旭川市豊岡4条1丁目1番18号	31-3188	1台
永山支所	旭川市永山2条19丁目3番11号	48-2171	1台
北部支所	旭川市花咲町7丁目	51-4336	1台
神楽支所	旭川市神楽5条8丁目1番16号	61-4111	1台
神居支所	旭川市神居2条10丁目2番6号	61-4126	1台
江丹別支所	旭川市江丹別町中央106番地	73-2111	—
北野支所	上川郡鷹栖町北野西4条1丁目1番31号	87-2131	1台
資材センター			
旭正資材センター	旭川市東旭川町旭正36番地2	31-0044	—
永山資材センター	旭川市永山1条19丁目3番5号	48-9600	—
神居資材センター	旭川市神居1条10丁目3番7号	61-4475	—
北野資材センター	上川郡鷹栖町北野西4条1丁目1番31号	59-3880	—
江丹別支所	旭川市江丹別町中央106番地	73-2111	—
西神居事業支所	旭川市神居町神居古潭44番地の3	72-2031	—
事故サービスセンター	旭川市豊岡4条1丁目1番18号(本所内)	39-6011	—
ローンセンター	旭川市豊岡4条1丁目1番18号(豊岡金融支所内)	86-6100	—
給油所			
旭正給油所	旭川市東旭川町旭正36番地2	31-7342	—
豊岡給油所	旭川市豊岡4条1丁目1番18号	38-3122	—
神楽給油所	旭川市神楽5条8丁目1番16号	61-0661	—
江丹別支所	旭川市江丹別町中央106番地	73-2111	—
西神居事業支所	旭川市神居町神居古潭44番地の3	72-2352	—
北野給油所	上川郡鷹栖町北野東3条1丁目3番6号	87-3451	—
Aコープ			
Aコープ江丹別店	旭川市江丹別町中央106番地	73-2111	—
農産物直売所あさがお永山店	旭川市永山2条19丁目3番11号(永山基幹支所内)	48-7590	—
江丹別そば処穂の香永山店	旭川市永山2条19丁目3番11号(永山基幹支所内)	48-7530	—
農産物直売所あさがお神楽店	旭川市神楽5条8丁目1番16号	63-5725	—

⑧ 共済代理店の状況

区分	氏名または 名称（商号）	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所ま たは事業所の所在地
共済代理店	株式会社大谷	旭川市東旭川町共栄225番地5	
	大谷自動車整備工場	旭川市東旭川町共栄287番地	
	株式会社ホクレン油機サービス	旭川市永山2条13丁目1番28号	
	ライオンオートサービス	旭川市豊岡1条3丁目4番12号	
	旭神車輛工業株式会社	旭川市神楽5条12丁目1番8号	
	株式会社末広ボデー	旭川市末広1条9丁目1番29号	
	旭川トヨペット株式会社	旭川市神居8条1丁目1番27号	神居店
	旭川トヨペット株式会社	旭川市神居8条1丁目1番27号	営業本部
	株式会社千葉自工	旭川市永山10条4丁目5番6号	
	今井自動車株式会社	旭川市忠和5条7丁目1番3号	
	有限会社武自動車工業	旭川市江丹別町嵐山207-12	

4. 社会的責任と地域貢献活動

開 示 項 目	開 示 内 容
◆ 全般に関する事項	
■ 協同組織の特性	<p>当組合は、旭川市、鷹栖町一円を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。</p> <p>当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。</p> <p>当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。</p> <p>また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。</p>
組合員数	18,254人
出資金	2,063百万円
1. 地域からの資金調達状況	
■ 貯金積金残高	98,566百万円
■ 貯金商品	<p>○主な定期貯金商品</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 年金特得定期貯金 2) 年金予約定期貯金 3) セカンドライフ応援定期貯金 4) JA共済金定期貯金 5) JAネットバンク定期貯金

開 示 項 目	開 示 内 容										
2. 地域への資金供給の状況											
<p>■ 貸出金残高</p>	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="603 353 1350 499"> <tr> <td>組合員等</td> <td style="text-align: right;">20,605</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体</td> <td style="text-align: right;">3,895</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,317</td> </tr> </table> <p>貸出金使途別内訳 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="603 591 1350 687"> <tr> <td>設備資金</td> <td style="text-align: right;">20,363</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td style="text-align: right;">5,454</td> </tr> </table>	組合員等	20,605	地方公共団体	3,895	その他	1,317	設備資金	20,363	運転資金	5,454
組合員等	20,605										
地方公共団体	3,895										
その他	1,317										
設備資金	20,363										
運転資金	5,454										
<p>■ 制度融資取扱状況</p>	<p>○農業近代化資金 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="655 824 1350 875"> <tr> <td>取扱実績</td> <td style="text-align: right;">75</td> </tr> </table> <p>農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化等、農業経営改善に要する資金</p> <p>○旭川市農業経営改善資金 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="655 1106 1350 1158"> <tr> <td>取扱実績</td> <td style="text-align: right;">617</td> </tr> </table> <p>農業用施設の改良造成又は取得、農業用機械の取得、農地の取得、土地改良等に要する資金</p>	取扱実績	75	取扱実績	617						
取扱実績	75										
取扱実績	617										
<p>■ 融資商品</p>	<p>○農業関連の各種ローン</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) J Aフルスペックローン 2) J A農業経営ステップアップローン 3) J A営農応援ローン 4) J A畜産等経営資金 <p>○生活関連等の各種ローン</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 住宅ローン 2) リフォームローン 3) マイカーローン 4) 教育ローン 5) 多目的ローン 6) 新・賃貸住宅ローン 7) 賃貸住宅リフォームローン 										

開 示 項 目	開 示 内 容																		
3. 文化的・社会的貢献に関する事項																			
<p>■ 文化的・社会的貢献に関する事項</p>	<p>○地域行事への参加</p> <p>○各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援</p> <p>○年金相談会の開催</p> <p>○日本赤十字社の献血への積極的参加</p>																		
<p>■ 利用者ネットワーク化への取り組み</p>	<p>○年金友の会</p> <table border="1" data-bbox="576 725 1219 994"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 725 663 770">地区</th> <th data-bbox="663 725 1086 770">組織名</th> <th data-bbox="1086 725 1219 770">会員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 770 663 860">中 央</td> <td data-bbox="663 770 1086 815">あさひかわ農協さつき年金友の会</td> <td data-bbox="1086 770 1219 815">53</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 815 663 860"></td> <td data-bbox="663 815 1086 860">あさひかわ農協神楽年金同友会</td> <td data-bbox="1086 815 1219 860">56</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 860 663 904">神 居</td> <td data-bbox="663 860 1086 904">あさひかわ農協神居基幹支所年金友の会</td> <td data-bbox="1086 860 1219 904">70</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 904 663 949">北 野</td> <td data-bbox="663 904 1086 949">あさひかわ農協北野支所年金友の会</td> <td data-bbox="1086 904 1219 949">44</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 949 663 994">永 山</td> <td data-bbox="663 949 1086 994">あさひかわ農協永山年金友の会</td> <td data-bbox="1086 949 1219 994">57</td> </tr> </tbody> </table> <p>※活動内容 ゲートボール大会、パークゴルフ大会、温泉湯治等</p>	地区	組織名	会員数	中 央	あさひかわ農協さつき年金友の会	53		あさひかわ農協神楽年金同友会	56	神 居	あさひかわ農協神居基幹支所年金友の会	70	北 野	あさひかわ農協北野支所年金友の会	44	永 山	あさひかわ農協永山年金友の会	57
地区	組織名	会員数																	
中 央	あさひかわ農協さつき年金友の会	53																	
	あさひかわ農協神楽年金同友会	56																	
神 居	あさひかわ農協神居基幹支所年金友の会	70																	
北 野	あさひかわ農協北野支所年金友の会	44																	
永 山	あさひかわ農協永山年金友の会	57																	
<p>■ 情報提供活動</p>	<p>○組合員向け J A 広報誌の発行</p> <p>○パンフレット「J A あさひかわご案内」の配布</p> <p>○インターネット・F A X等を通じた組合員等利用者への情報提供</p>																		

5. リスク管理の状況

■ リスク管理体制

【リスク管理基本方針】

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、貸出取引については、本所管理部に審査課を設置し、各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②金利リスク、価格変動リスク管理

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方

針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券のリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期点検等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥内部監査の体制

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善、有効性の検討・評価に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、監査実施計画に基づき実施しています。

監査結果は組合長に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況についての事後確認監査をしています。その後監事に報告しております。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、経営に重大な影響を与える可能性のある事実等については、速やかに適切な措置を講じています。

注1) オフ・バランス	貸借対照表には計上されない帳簿外取引。
注2) ALM	資産・負債を総合的に管理すること。
注3) ポートフォリオ	保有する金融資産の一覧。
注4) リスクヘッジ	相場変動などによる損失の危険を回避すること。

【法令等遵守の体制（コンプライアンスの取り組みについて）】

● 基本方針

- ・ J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行いたします。
- ・ 創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献いたします。
- ・ 関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行いたします。
- ・ 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。
- ・ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持いたします。

● 運営体制

法令等を遵守し公正に業務運営を行うことを通じ、経営の健全性を維持し、究極的に社会からの信頼を確保し社会に貢献するために、コンプライアンスを維持・チェックするためにコンプライアンス委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、不祥事未然防止取組状況の確認を行っております。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令等遵守の取組体制の強化を図っています。

- ・ 員外理事・監事の登用
- ・ 学経理事・監事の登用
- ・ 女性理事の登用
- ・ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ・ 顧問弁護士との契約
- ・ 融資審査体制の整備
- ・ 内部監査室の設置
- ・ 法令等の研修会の実施
- ・ 法令等の情報誌の発行
- ・ 経営定期点検の実施

■金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0166-31-0111（月～金 9時から17時））

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。）

①の窓口または一般法人社団法人JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）

（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記のホームページをご覧ください。か、①の窓口にお問い合わせください。

6. 自己資本の状況

① 自己資本比率の充実

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 6 年 1 月末における自己資本比率は、11.04%となりました。

② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

- ・ 普通出資による資本調達額 2,063 百万円（前年度 2,027 百万円）

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

Ⅱ．業績等

1. 令和5年度における事業の概況

■ 全体的な概況

全世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、少しずつコロナ禍以前の日常を取り戻しつつありますが、その影響は未だ社会に大きな影を落としております。また、物価高や円安の影響により経済を取り巻く環境は厳しさを増す中、農業分野においても生産コストの高騰が続いており、将来的な見通しを立てることが困難な情勢となっております。

農業を取り巻く環境は、政府の食料安全保障強化に向けた水田活用の直接支払交付金の有効活用・畑地化促進事業を打ち出し戦略作物への本作化を進め、国内生産の拡大を図ることを閣議決定しております。

また、農業人口減少を見据えたスマート農業を重視するとともに、北海道の高温対策に対応した品種開発も進めるとしてしております。今後も情勢を注視したなかで迅速に対応してまいります。

本年の融雪期は平年と比べ9日早い3月30日となり、水稻播種をはじめ各種作業も順調に開始されました。

水稻については、収量基準となる平方メートルあたり稔実粒数が平年を上回り、屑米も少なかったことから収量は平年を上回り、農水省の発表した上川地区の作況指数は105となりました。

畑作物については、生育期間を通じて高温に推移したことから、生育は総じて4～7日早くなりました。品質については、高温の影響により品目によってバラつきが見られました。

青果物については、夏場の高温により全国的な出荷量の減少から相場高で推移し、外食産業等の需要についても回復の兆しがある中、輸送コスト低減による出荷対応や地元量販店など実需に即した安定供給に努めました。

酪農畜産については、ウクライナ危機や円安の影響で配合飼料・燃料費・光熱費等の上昇が未だ続いており、更には子牛の販売価格が特に下落したため酪農畜産経営は著しくひっ迫している状況であり、抜本的な回復には時間が掛かるものと考えられます。

営農指導部門については、農業労働力不足の解消として、農福連携の実施及び農協職員による農作業を対象とした副業を拡充しました。また、青年部・女性部等の外郭団体の活動に対するサポートや、依然として続く肥料高騰に伴う支援の申請事務手続きを行い、農業者の負担軽減に努めました。

購買事業については、生産資材部門では資材価格が高騰する状況の中、予約購買を強化することで在庫の削減と低コスト資材の推進を図りました。燃料部門では燃料の高値による取扱数量の減少により厳しい状況です。

信用事業については、貯金者の高齢化による預貯金の集約や相続などによる流出が多く、旭川市基金の獲得や組合員限定の定期貯金キャンペーンなど積極的に取り組みましたが、

計画達成には至らず、貯金残高は985億円の実績となりました。

貸出金については、持続可能な経営基盤の確立強化に向けて、農業・地域における農業資金やJAバンクローン等の貸出強化に取り組み年度末計画を達成することができました。

共済事業については、「安心」「満足」に資する「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提供するため、3Q訪問や3Qコールなどのご案内活動に取り組みましたが、依然としてJA共済を取り巻く環境は厳しく計画を下回る結果となりました。

今期決算は、農業・JAを取り巻く環境が依然厳しい状況にある中、収益減少が懸念されたものの、組合員皆様のご理解と事業の積極的な利用により剰余金は当初計画を上回ることができましたこと、心より感謝を申し上げますとともに、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和5年度の概況報告といたします。

■信用事業

令和5年度は信用事業収益の減収を踏まえ、令和5年3月に厚生病院金融支所を豊岡金融支所へ統合いたしました。

貯金は、貯金者の高齢化による預貯金の集約や相続による流出、また貯金から投資へ預け替えする利用者の増加が大きく影響し計画を下回りました。

非対面チャネル（パソコン・スマホ・ATM）の利用促進とキャッシュレス決済のPRにより、利用の利便性と満足度向上を図り、事業基盤の拡充と事務の効率化に努めました。

貸出金は、持続可能な経営基盤の確立強化に向けて農業・地域における農業資金やJAバンクローン等の貸出強化に取り組み、計画を上回る結果となりました。

余裕金のうち預金は、貸出金の増加と貯金の減少により計画を下回りました。

■共済事業

共済事業は、組合員・利用者の皆様の「安心」「満足」に資する「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提供するため、世帯全体の丁寧な保障点検を実施しながらライフステージに点在する様々なリスクへの備えと、近年、全国各地で多発している自然災害への備えなど、万全な保障提案の推進を実施してまいりました。また、渉外担当者による3Q訪問、スマイルサポーターによる3Qコールなどのご案内活動を進め、様々な世代に対し関係性の強化に努めました。

依然としてJA共済を取り巻く環境は厳しい状況であり、共済事業の取り扱いは計画を下回る結果となりました。

■指導事業

組合員の農業所得の増大・生産基盤の確立のため、各種方策に取り組みました。

地域農業に多大な影響を与える水田活用の直接支払交付金の見直しが国から具体的に示されたのが令和4年度からであり、1年間経過したことで交付対象農地の条件が徐々に明確となってきました。農協としても1ヵ月間水張りの確認など交付対象水田の資格維持に

協力するとともに、地域や個人の状況を鑑み畑地化を選択する組合員のサポートを行ってまいりました。北海道農政事務所・旭川市・鷹栖町に依頼して水田活用の直接支払交付金の見直しや畑地化促進事業の説明会を開催して、組合員の皆様に対し情報提供に努めてまいりました。

新規就農対策では、地域農業者・旭川市・鷹栖町・農協が協力して新規就農希望者3名に農業研修を行いました。また、令和5年度は、農業研修を完了した2名が就農となりました。

担い手対策では、農業労働力不足を解消するため農協が無料職業紹介所として農業ヘルパーの斡旋を行い、募集周知をオンラインで実施することで、より多くの組合員に斡旋することができました。

また、農協職員による農作業の副業や農福連携ともに拡充することができ、組合員に幅広くサポートを行うことができました。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、各種外郭団体活動や地域貢献・食農教育活動が活発化しました。青年部は他JA地区の青年部と合同勉強会を開催し交流と見識を深め、女性部は農協常勤役員との意見交換会を開催し理解を深めることができました。また、子ども食堂及び旭川厚生病院には農産物直売所あさがおより食材の提供を行いました。組合員と農協の連携・協力により、地産地消・地域振興に貢献することができました。

■生産販売事業

■ 水 稲

移植作業は平年並に推移し、5月中旬に移植したほ場では好天により活着は良好でした。6月上旬より中旬にかけて高温多照となり、幼穂形成期は平年より2日程度早くなりました。

7月上旬の気温は高温多照により生育は早まり、出穂期は平年に比べ4日程度早くなりました。

8月の気温は高く推移し、登熟は順調に進み、成熟期は平年に比べ8日程度早くなり、収穫作業は平年より早く8月30日から始まりました。

収量は、平方メートルあたりの稔実粒数が平年を上回り、屑米も少なく農水省の発表した上川地区作況指数は「105」となりました。

玄米品質は、全般的に青未熟粒、シラタ、胴割粒は少なく整粒歩合は高く良質だったものの、ゆめぴりかではシラタが多く、整粒歩合が低い傾向となりました。タンパク値は登熟期中盤から後半の高温により旺盛な窒素吸収により総じて高い傾向となりました。

出荷数量は、223,390俵で出荷申込数量220,132俵の約101.5%となりました。

販売面においては、生産者の所得を最大限確保するため、付加価値栽培における「JAあさひかわ米の強み」を活かした販売展開と、上川ライスターミナル施設調整のメリットを生かし、「安全・安心」な米の安定供給を図り、更に特徴のある米の販路拡大、実需ニーズに沿った用途別販売の推進に取り組みました。

更には、クリーン農業として積極的に「特別栽培米」や「YES! clean 米」の作付拡大を推進し、「安全・安心」な生産工程管理としてGAP導入推進へ継続的に取り組み、14農場でのAS I A G A P団体認証及び、10農場がJ G A P個人認証の維持・更新をされました。

農 産

畑作物は、生育期間を通じて高温に推移したことから、生育は総じて4～7日早くなりました。

秋まき小麦は、融雪が平年より早く雪腐病の発生も少なく、概ね順調な生育となりました。穂数は平年よりやや少なくなりましたが、適切な追肥や栽培管理により平年並の収量となりました。また、製品歩留まりは概ね高く、1等比率は78%となりました。

春まき小麦は、播種後の低温日照不足により出芽はやや遅れ、その後の高温により生育が早く進んだことから、目標茎数に届かず、製品収量は平年を下回りました。

蕎麦は、開花期間の高温と少雨により不完全で結実できない花の発生が多く見られ実の付きが悪くなりました。草丈が長く6月末頃から倒伏し始めたほ場も見られ、収量は平年の4割程度の低収となりました。また、雑草のイヌホオヅキが発生したほ場では黒く熟した果実の果汁が収穫時に蕎麦に付着し、汚損や果汁の臭いが付いた製品が散見されましたが、販売については全量契約となりました。

白大豆は、作付面積が多く播種期は平年より3日遅れで、出芽に要した日数は平年並でした。6月上旬以降の高温により生育が早まり、開花期は平年より2日早くなりました。開花・莢伸長以降も高温となり落葉が進まず収穫作業は遅れました。品種をユキホマレRに切替えたことからダイズシストセンチュウの発生が少なく、収量は概ね平年並を確保しました。

黒大豆は、白大豆と同様に順調に生育し開花期は平年より3日早くなりましたが、収穫は平年並に終了しました。収量は平年並となり、品質は一部にシワや扁平が見られましたが、昨年発生していた皮切れは少ない傾向となりました。

青 果

春先は融雪が順調に進みましたが、5月下旬頃の日照不足や夜温の低下により緩慢な生育で推移しました。その後、夏場から9月中旬まで高温が続き果菜類の着果不良や日焼け症状の発生、葉菜類の発芽不良等の影響を受けて収量を上げることができませんでした。

販売面では、全国的な猛暑の影響により品薄状況から高単価で推移する中、札幌・関西方面における量販店での産地宣伝活動、旭川市内量販店での消費拡大活動、並びに出荷先販売店に於いての常設や省力化に向けた出荷対応等、有利販売に繋がれたことから販売実績については計画対比110.8%の実績となりました。

新規作物としては、ツムラ蘇葉（薬用シソ）やタラの芽及びシャインマスカットの栽培試験継続と、さつまいもの作付拡大及び栽培技術向上を普及センター・旭川市農業センター・上川農業試験場と連携し取り進めてまいりました。

生産面では、旭川市の園芸作物施設等整備導入支援事業を活用した高収益作物生産機械

等の導入や暑熱対策資材及び自動散水システム等の導入と、青果連GAPによる農業事故未然防止に努め「安全・安心」な青果物の生産と「信用・信頼」される産地づくりに取り組みました。

農産物直売所

農産物直売所あさがおでは、新鮮で「安全・安心」な旭川・鷹栖産農産物及び農畜産加工品を地域消費者の皆様に提供できるよう、栽培履歴書の記帳と保管・残留農薬自主検査の実施に取り組みました。

J Aあさひかわ産農畜産物及び農産物直売所あさがおの知名度向上と消費拡大に向けた取り組みとして地域の祭事に合わせたイベントや、あさがお運営協議会と連携した販売会、さつまいもフェア、旭川厚生病院では出向く直売所を定期的を開催いたしました。

地域貢献活動として、子ども食堂や厚生病院医療従事者へ新米や野菜の提供を行いました。

販売事業については、J Aあさひかわ米・甘酒等加工品の取引拡大を目的として道央・道北・道東方面への販売推進や、東京での商談会へ積極的に参加し新規取引先の開拓を行いました。

江丹別そば処穂の香では、自然雪蔵熟成そばの提供や北の恵み食ベマルシェの出店など、そばの普及活動及び地産地消の拡大に取り組みました。

また、「旭川市食のアンバサダー」下國伸シェフとコラボした新商品としてJ Aあさひかわ産黒大豆「黒い恋人」を使用したショコラテリーヌ「うっとりーぬ」や、「旭川ホルモンカレーそば」を発売し直売所の売上向上に繋げることができました。

畜産

○ 生乳

令和5年の粗飼料収穫期は天候に恵まれたことで、生育・収穫作業ともに順調に進み、質・量ともに申し分ない収穫の年でした。

しかし、ウクライナ危機に伴う飼料費高騰などによって酪農家の経営は急速に悪化しており、4度の乳価引き上げを行うなど過去にないペースでの改定となりました。

生乳需給については猛暑と離農の影響で今年度目標生産数量を下回り、2年間続いた抑制・減産生産から一転し、令和6年度は前年数量対比101%に方向転換となる見込みです。

○ 畜肉牛

配合飼料の高騰・高止まりにより近年では見られないほどの大幅な取引相場の暴落が未だ継続し、回復の兆しが見られない状況です。

枝肉相場は、出回り頭数の増加により低調に推移しており厳しい経営環境となっています。

肉素牛については牛マルキンが発動しているものの、上場頭数が増加、牛肉の需要回復に期待できないことから今後も弱保ち合いの相場展開が想定されますが、乳雄素牛の需給がひっ迫している状況が続いていることから、素牛相場はもちあいの相場展開と考えられます。

乳牛については育成・初妊牛は過去10年で最低の取引相場で推移していますが、ホルスタインの授精が大幅に減り令和6年度以降の雌牛の出生頭数が減少傾向であることから相場は緩やかに回復してくると考えられます。

○鶏卵

鶏卵情勢については、令和4年の高病原性鳥インフルエンザの発生から引き続き令和5年も道内で120万羽と大量の殺処分が発生、鶏卵供給量が激減し、鶏卵相場は大幅に上昇、品薄となりました。徐々に北海道の羽数が回復傾向にあり、生産量は増加傾向にあると予想されますが、今シーズン初の野鳥における鳥インフルエンザ疑い事例が確認されたこともあり、今後の鳥インフルエンザ発生状況にも注意が必要であると予想されます。

■保管事業

「売れる米づくり対策」としてRT前低温農業倉庫を有効活用し、上川ライスターミナル利用効率化に向けた半乾粳の仮置きをはじめ、玄米の一時預かりなど保管数量の確保に努めました。

事業全体では、蕎麦の収穫量の減少により、94.4%の実績となりました。

■利用事業

利用事業全体では、計画対比105.5%と計画を上回る結果となりました。

■購買事業

■生産資材

組合員の資材コスト低減と安定供給を目指し、予約購買を基本とした各種取りまとめ推進を営農企画部各課と連携して取り組んでまいりました。

事業全体では、肥料や農薬・農機具などの取扱増加により計画対比101.1%の実績となりました。

■生活物資

Aコープ江丹別店については、ライフライン店舗として地域の食を守り安心して喜ばれる店舗づくりに取り組んでまいりました。

本年度取扱実績は、計画対比105.8%の実績となりました。

■燃料

揮発油については新型コロナウイルス感染も落ち着き、外出も増え供給数量は増加いたしました。灯油については、継続事業として家庭用新規顧客推進に取り組み前年より数量は増加となりました。

事業全体では、揮発油の増加により計画対比114.0%の実績となりました。

2. 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	5,445	5,079	5,229	4,660	4,613
信用事業収益	798	750	712	665	661
共済事業収益	390	349	343	330	307
農業関連事業収益	2,456	2,471	2,446	1,806	1,804
その他事業収益	1,801	1,509	1,728	1,858	1,841
経常利益	215	201	212	211	188
当期末処分剰余金 (当期剰余金)	204 (146)	198 (167)	173 (133)	176 (81)	208 (145)
出資金	2,057	2,016	2,034	2,027	2,063
出資口数	4,113,875	4,032,263	4,067,958	4,054,526	4,126,648
純資産額	5,019	5,086	5,191	5,154	5,287
総資産額	106,958	108,009	106,882	106,530	106,334
貯金等残高	99,331	100,477	99,335	98,978	98,566
貸出金残高	20,174	20,226	22,201	24,317	25,817
有価証券残高	-	-	-	-	-
剰余金配当金額	57	54	58	60	62
出資配当の額	24	20	24	23	24
事業利用分量配当の額	33	34	34	37	38
職員数	221人	209人	191人	177人	180人
単体自己資本比率	10.03%	10.11%	10.33%	10.41%	11.04%

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2) 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

注3) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

3. 決算関係書類(2期分)

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	95,317	95,129	1 信用事業負債	99,263	98,885
(1) 現金	454	431	(1) 貯金	98,978	98,566
(2) 預金	70,270	68,638	(2) 借入金	2	1
系統預金	70,075	68,464	(3) その他の信用事業負債	280	316
系統外預金	195	174	未払費用	22	22
(3) 貸出金	24,317	25,817	その他の負債	258	294
(4) その他の信用事業資産	370	341	(4) 債務保証	2	2
未収収益	352	326	2 共済事業負債	284	351
その他の資産	18	15	(1) 共済資金	151	220
(5) 債務保証見返	2	2	(2) 未経過共済付加収入	130	128
(6) 貸倒引当金	△ 95	△ 100	(3) 共済未払費用	3	2
2 共済事業資産	1	1	(4) その他の共済事業負債	0	0
(1) その他の共済事業資産	1	1	3 経済事業負債	689	719
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0	(1) 経済事業未払金	492	499
3 経済事業資産	899	966	(2) 経済受託債務	111	138
(1) 経済事業未収金	387	370	(3) その他の経済事業負債	86	81
(2) 経済受託債権	199	272	前受収益	62	55
(3) 棚卸資産	269	277	その他の負債	24	26
購買品	260	270	4 設備借入金	277	253
その他の棚卸資産	8	7	5 雑負債	277	255
(4) その他の経済事業資産	47	50	(1) 未払法人税等	8	20
未収収益	11	14	(2) リース債務	44	51
その他の資産	36	37	(3) その他の負債	224	185
(5) 貸倒引当金	△ 2	△ 2	6 諸引当金	155	158
4 雑資産	306	294	(1) 賞与引当金	11	13
(1) 組勘未決済勘定	12	37	(2) 退職給付引当金	125	123
(2) その他の雑資産	382	342	(3) 役員退職慰労引当金	19	23
(3) 貸倒引当金	△ 88	△ 86	7 再評価に係る繰延税金負債	430	426
5 固定資産	4,799	4,751	負債の部合計	101,376	101,047
(1) 有形固定資産	4,794	4,742	(純資産の部)		
建物	4,078	4,020	1 組合員資本	4,228	4,370
構築物	196	190	(1) 出資金	2,027	2,063
機械装置	326	313	(2) 利益剰余金	2,232	2,326
車輛運搬具	63	63	利益準備金	796	812
工具器具備品	212	208	その他利益剰余金	1,436	1,514
土地	3,790	3,763	税効果積立金	60	52
リース資産	323	331	農業基盤強化積立金	244	244
減価償却累計額	△ 4,196	△ 4,145	経営基盤強化積立金	955	1,009
(2) 無形固定資産	5	9	当期未処分剰余金	176	208
6 外部出資	5,140	5,141	(うち当期剰余金)	(81)	(145)
(1) 外部出資	5,140	5,141	(3) 処分未済持分	△ 31	△ 18
系統出資	4,820	4,820	2 評価・換算差額等	926	916
系統外出資	204	205	(1) その他有価証券評価差額金	1	2
子会社等出資	116	116	(2) 土地再評価差額金	925	915
7 繰延税金資産	67	51	純資産の部合計	5,154	5,287
資産の部合計	106,530	106,334	負債・純資産の部合計	106,530	106,334

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
1 事業総利益	1,418	1,390	(9) 保管事業収益	72	67
事業収益	4,615	4,566	(10) 保管事業費用	24	24
事業費用	3,197	3,176	保管事業総利益	48	42
(1) 信用事業収益	665	661	(11) 利用事業収益	341	332
資金運用収益	597	594	(12) 利用事業費用	321	312
（うち預金利息）	(2)	(1)	利用事業総利益	20	20
（うち受取奨励金）	(333)	(313)	(13) 指導事業収入	72	71
（うち貸出金利息）	(241)	(256)	(14) 指導事業支出	42	44
（うちその他受入利息）	(22)	(24)	指導事業収支差額	30	27
役務取引等収益	38	38	2 事業管理費	1,289	1,285
その他経常収益	30	29	(1) 人件費	982	976
(2) 信用事業費用	184	193	(2) 業務費	90	97
資金調達費用	20	22	(3) 諸税負担金	46	47
（うち貯金利息）	(17)	(15)	(4) 施設費	164	156
（うち給付補填備金繰入）	(0)	(0)	(5) その他事業管理費	8	8
（うち借入金利息）	(3)	(6)	事業利益	129	105
役務取引等費用	16	16	3 事業外収益	148	141
その他事業直接費用	0	0	(1) 地域活性化事業収益（賃貸料）	77	77
その他経常費用	148	155	(2) 施設利用料	3	3
（うち貸倒引当金繰入額）	(-)	(5)	(3) 受取雑利息	0	0
（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 8)	(-)	(4) 受取出資配当金	52	52
信用事業総利益	481	468	(5) 管理受託収益	4	-
(3) 共済事業収益	330	307	(6) 償却債権取立益	2	2
共済付加収入	303	290	(7) 雑収入	10	6
その他の収益	27	17	4 事業外費用	65	58
(4) 共済事業費用	22	23	(1) 地域活性化事業費用（賃貸原価）	48	48
共済推進費	10	12	(2) 支払雑利息	2	2
共済保全費	12	10	(3) 寄付金	0	0
その他の費用	0	0	(4) 管理受託費用	4	-
（うち貸倒引当金戻入益）	(△0)	(△0)	(5) 貸倒引当金戻入益（事業外）	△ 2	△ 2
共済事業総利益	308	285	(6) 雑損失	13	10
(5) 購買事業収益	2,794	2,750	経常利益	211	188
購買品供給高	2,700	2,629	5 特別利益	-	46
購買手数料	21	26	(1) 固定資産処分益	-	45
その他の収益	73	95	(2) 一般補助金	-	1
(6) 購買事業費用	2,458	2,415	6 特別損失	125	47
購買品供給原価	2,343	2,298	(1) 固定資産処分損	0	0
その他の費用	115	117	(2) 固定資産圧縮損	-	1
（うち貸倒引当金繰入額）	(0)	(-)	(2) その他の特別損失	3	46
（うち貸倒引当金戻入益）	(-)	(△0)	(3) 減損損失	122	-
購買事業総利益	335	336	税引前当期利益	86	186
(7) 販売事業収益	386	424	法人税・住民税及び事業税	18	30
販売手数料	127	140	法人税等調整額	△ 13	11
農産物直売所収益	162	200	法人税等合計	5	41
その他の収益	97	84	当期剰余金	81	145
(8) 販売事業費用	190	211	当期首繰越剰余金	83	38
農産物直売所費用	112	143	会計方針変更による累積的影響額	△ 45	-
その他の費用	79	69	遡及処理後当期首繰越剰余金	38	38
（うち貸倒引当金繰入額）	(0)	(0)	税効果積立金取崩額	-	15
販売事業総利益	195	213	土地再評価差額取崩額	57	10
			当期未処分剰余金	176	208

■ 剰余金処分計算書

(単位：百万円、%)

科 目	令和4年度	令和5年度
1 当期末処分剰余金	176	208
2 剰余金処分類	138	169
(1) 利益準備金	16	29
(2) 任意積立金	61	78
(3) 出資配当金	23	24
(4) 事業分量配当金	37	38
3 次期繰越剰余金	38	39

注) 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

令和4年度	1.2%	令和5年度	1.2%
-------	------	-------	------

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれて

令和4年度	4百万円	令和5年度	7百万円
-------	------	-------	------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

任意積立金の概要			
種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準
税効果積立金	①繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出 ②税率の引き下げに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出 ③上記①から②に類する支出	繰延税金資産の金額に相当する額を限度として積み立てるものとする。	積立目的の①から③の事由が発生したときは、理事会に付議したうえで取り崩すものとする。
農業基盤強化積立金	組合員が安心して農業経営を維持し、組合員の農業生産性を高め、組合員と組合がともに経営の安全性を確保するため、また農畜産物の生産販売に係るリスク等によって発生する臨時支出のため。	出資金の総額の20%を積立目標額とする。	次の支出が発生した場合には、理事会の決議によって取り崩す。 ①農業政策の変更に伴い作目の見直しなどに伴い組合の施設投資が必要となった場合の支出 ②農作業受委託に係る支出 ③新規就農者に対する支援事業対策に係る支出 ④農地流動化対策に対する支出 ⑤農業の構造改革によって発生する損失に対する支出 ⑥農畜産物の生産販売に係る残留農薬及びコンタミ等の損害によって、発生する損失に対する支出 ⑦その他上記①～⑥に類似する支出
経営基盤強化積立金	政策や会計基準の変更に伴う経営リスク支出、訴訟等に伴う費用や損害賠償義務に伴う損失、将来一定程度発生が見込まれる臨時の支出によって発生する経営危機を回避するため。	出資金の総額の60%を積立目標額とする。	次の支出が発生した場合には、理事会の決議によって取り崩す。 ①会計制度の変更に伴って、損失が発生する場合には会計制度変更の初年度において発生した損失または未処理欠損金相当額のいずれか低い額 ②金融検査マニュアルなど検査・監査基準の変更によって発生した臨時の損失及び金利変動リスクに対応する支出 ③経営環境の変化によって、合理化・施設統廃合及び固定資産の減損損失などを行う必要に至ったときの臨時の損失 ④当組合に損害賠償金など(諸経費や利息等を含む)の負担が生じた場合、その費用に対応する支出 ⑤農林年金制度完了に伴う一括費用処理の必要性が生じた場合、その費用に対応する支出 ⑥北海道米共同販売基金の取崩に伴う費用処理の必要性が生じた場合、その費用に対応する支出 ⑦上記①～⑥までに準じる損失

■令和4年度 注記表

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券
〔時価のあるもの〕
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
〔時価のないもの〕
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ①購買品
売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）
 - ②その他の棚卸資産（貯蔵品）
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
 - ③リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。
- (4) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。
上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。
すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 - ②賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。
 - ③退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - ④役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
収益認識関連
当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）（以下、収益認識に関する会計基準等）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、

もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業（農業関連・生活・給油）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・利用事業

育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料及び給油手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権または経済受託債務に計上しております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しており、以下のとおり会計処理方法の一部を見直しています。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(収益の計上時期の変更)

約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当組合は、従来一時点で収益を計上していた取引の一部について、履行義務の充足をもって収益を計上するように変更しております。

この結果、当事業年度の保管事業総利益が0百万円減少しております。これにより、事業収益が0百万円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ0百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が3百万円減少しております。

(全道共計等に委託した販売事業の収益を共計全体の進捗率を用いて認識)

販売事業のうち全道共計等へ委託して販売する米、麦類及び豆類について、従来は集荷した時点で収益を認識しておりましたが、全道共計等の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の販売事業収益が0百万円減少し、販売事業総利益が0百万円減少しております。これにより、事業収益が0百万円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ0百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が42百万円減少しております。

(代理人取引について、収益の計上を総額から純額に変更)

財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が665百万円、購買事業費用が665百万円減少しておりますが、購買事業総利益に影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更

経済事業未収収益・前払費用及び前受収益・未払費用の表示区分の変更

収益認識会計基準等の適用により、当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益・前払費用を経済事業資産のその他の経済事業資産に計上しております。同様に、従来雑負債に計上していた経済事業前受収益・未払費用を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 185百万円

※貸倒引当金の総額を記載しております。事業別の内訳は、「計算書類の附属明細書」の「4. 引当金等」に記載しております。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 67百万円(繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 122百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別

される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,036百万円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

科 目	金 額
建 物	899
構 築 物	17
機 械 装 置	32
車 輜 運 搬 具	23
工 具 器 具 備 品	65
合 計	1,036

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 45百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 193百万円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 24百万円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 記載すべき金額はありません

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。)の給付

(4) 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は47百万円、危険債権額は80百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

②債権のうち、三月以上延滞債権は0百万円、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額(①及び②の合計額)は127百万円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地再評価法により、再評価を行った土地の再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ①再評価を行った年月日 平成14年1月31日
 ②再評価の方法 固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しました。
 ③再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 1,534百万円

6. 損益計算書関係

- (1) 子会社等との取引高の総額
- | | |
|-----------------|-------|
| 子会社等との取引による収益総額 | 85百万円 |
| うち事業取引高 | 78百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 7百万円 |
| 子会社等との取引による費用総額 | 66百万円 |
| うち事業取引高 | 28百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 39百万円 |

(2) 減損損失の状況

①グルーピングの概要

事業用店舗については管理会計の単位としている部門別を基本にグルーピングし、賃貸用資産及び遊休資産については施設単位でグルーピングをしております。

また、本所、営農施設、共同利用施設については、全体の共用資産としております。

②当期において減損損失を認識した資産または資産グループの概要

場 所	用 途	種 類
旧旭川中央基幹支所 旭川市9条通8丁目左8・9号	事業資産	土地建物他

③減損損失の認識に至った経緯

旧旭川中央基幹支所については、支所・施設の統廃合に伴い更地にして売却することを予定しておりますが、土地価格が下落していることから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(122百万円)として特別損失に計上しました。

④減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

場 所	土地	建物他	合 計
旧旭川中央基幹支所 旭川市9条通8丁目左8・9号	104百万円	18百万円	122百万円

⑤回収可能価額の算定方法

回収可能額は正味売却価額により算定しており、売却見込額から建物の撤去費用等を控除しております。

7. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員等へ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、施設投資に伴い同連合会より設備借入をしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、管理部審査課が与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有

価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が135百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	70,270	70,243	△ 27
貸出金	24,317		
貸倒引当金(※1)	△ 95		
貸倒引当金控除後	24,221	24,367	145
経済事業未収金	387		
貸倒引当金(※2)	△ 1		
貸倒引当金控除後	385	385	-
外部出資	2	2	-
資産計	94,879	94,997	118
貯金	98,978	98,904	△ 74
借入金(※3)	280	280	-
経済事業未払金	492	492	-
負債計	99,750	99,676	△ 74

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(※3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金277百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS(金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均(複利計算)と約定時に定めた固定金利を交換するもの)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

二 外部出資

株式は取引所の価格によっております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金及び設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※)	5,138

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	70,270	-	-	-	-	-
貸出金(※1,2)	2,463	1,592	1,558	1,489	1,352	15,842
経済事業未収金	387	-	-	-	-	-
合計	73,119	1,592	1,558	1,489	1,352	15,842

(※1)貸出金のうち、当座貸越204百万円については「1年以内」に含めております。

(※2)貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等21百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※1)	82,835	7,075	8,014	429	626	-
借入金	1	1	1	-	-	-
設備借入金	24	24	24	24	24	156
合計	82,861	7,100	8,038	453	650	156

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

8. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1	2	2

なお、上記評価差額から繰延税金負債0百万円を差し引いた額1百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

9. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△130百万円	
①退職給付費用	△41百万円	
②退職給付の支払額	14百万円	
③特定退職金共済制度への拠出金	33百万円	
調整額合計	5百万円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△125百万円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△590百万円	
② 特定退職金共済制度(JA全国共済会)	465百万円	
③ 未積立退職給付債務	△84百万円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△125百万円	
⑤ 退職給付引当金	△125百万円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 簡便法で計算した退職給付費用	41百万円
------------------	-------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費等)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金12百万円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、123百万円となっております。

10. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	9百万円
貸倒損失	8百万円
賞与引当金	3百万円
退職給付引当金	35百万円
役員退職慰労引当金	5百万円
減損損失否認額	9百万円
減価償却超過額	10百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	88百万円
評価性引当額	△21百万円
繰延税金資産合計(A)	67百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△0百万円
繰延税金負債合計(B)	△0百万円

繰延税金資産の純額 (A) + (B)

67百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.16%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.63%
事業分量配当金	△11.98%
住民税均等割・事業税率差異等	3.10%
評価性引当額の増減	△6.31%
その他	△1.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.90%

11. 賃貸等不動産関係

旭川市その他の地域において、賃貸商業施設を所有しております。令和4年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は29百万円(賃貸収益は地域活性化事業収益(賃貸料)に、主な賃貸費用は地域活性化費用(賃貸原価)に計上)です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,522	△4	1,518	810

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期増減額のうち、主な増加額は固定資産の取得(7百万円)、主な減少額は減価償却費(11百万円)であります。

(注3) 当期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。

12. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

その他の経済事業負債の前受収益には、販売委託先から掲示された販売進捗率に応じて、販売手数料から控除した契約負債57百万円が含まれております。

その他の経済事業負債の前受収益には、利用者の施設利用度に応じて、保管料から控除した契約負債5百万円が含まれております。

■令和5年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券

[市場価格のない株式等以外のもの]

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

[市場価格のない株式等]

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①購買品
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ②その他の棚卸資産（貯蔵品）
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

- ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

- ③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

- ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

- ①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ・購買事業（農業関連・生活・給油）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は

利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・利用事業

育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料及び給油手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権または経済受託債務に計上しております。

2. 会計方針の変更

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 188 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計

算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 52 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 ー百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,036 百万円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

科 目	金 額
建 物	899
構 築 物	17
機 械 装 置	32
車 輜 運 搬 具	23
工 具 器 具 備 品	66
合 計	1,036

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 54 百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 196 百万円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 28 百万円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 記載すべき金額はありません。

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるもの

の額及びその合計額

①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は90百万円、危険債権額は51百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

②債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額

(①及び②の合計額)は142百万円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地再評価法により、再評価を行った土地の再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価を行った年月日

平成14年1月31日

② 再評価の方法

固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しました。

③ 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 1,576百万円

5. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	75百万円
うち事業取引高	68百万円
うち事業取引以外の取引高	7百万円
子会社等との取引による費用総額	66百万円
うち事業取引高	26百万円
うち事業取引以外の取引高	40百万円

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、施設投資に伴い同連合会より設備借入をしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、管理部審査課が与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.32%上昇したものと想定した場合には、経済価値が174百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	68,638	68,593	△ 45
貸出金	25,816,924		
貸倒引当金（※1）	△ 100,198		
貸倒引当金控除後	25,716,726	25,838	121
経済事業未収金	370,292		
貸倒引当金（※2）	△ 1,231		
貸倒引当金控除後	369,061	369	-
外部出資	2,954	3	-
資産計	94,727	94,803	76
貯金	98,565,963	98,460	△ 106
借入金（※3）	254,237	254	0
経済事業未払金	499,334	499	-
負債計	99,319,533	99,213	△ 106

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（※3）借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金253百万円を含めております

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実

行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ニ 外部出資

株式は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金及び設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	
外部出資(※)	5,138

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	68,638	-	-	-	-	-
貸出金(※1,2)	2,496	1,699	1,635	1,496	1,364	17,108
経済事業未収金	370	-	-	-	-	-
合計	71,504	1,699	1,635	1,496	1,364	17,108

(※1)貸出金のうち、当座貸越 199 百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めております。

(※2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 19 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※1)	80,784	6,946	9,645	545	646	-
借入金	1	1	-	-	-	-
設備借入金	24	24	24	24	23	133
合計	80,809	6,971	9,670	569	669	133

(※1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

7. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

(単位：百万円)

種 類		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1	3	2

なお、上記評価差額から繰延税金負債 1 百万円を差し引いた額 2 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△125 百万円	
①退職給付費用	△39 百万円	
②退職給付の支払額	11 百万円	
③特定退職金共済制度への拠出金	30 百万円	
調整額合計	2 百万円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△123 百万円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

①退職給付債務	△567 百万円	
②特定退職金共済制度 (J A 全国共済会)	444 百万円	
③未積立退職給付債務	△123 百万円	①+②
④貸借対照表計上額純額	△123 百万円	
⑤退職給付引当金	△123 百万円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

①簡便法で計算した退職給付費用	39 百万円
-----------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費 (うち福利厚生費) には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合 (存続組合) が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 12 百万円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、103 百万円となっております。

9. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	9 百万円
貸倒損失	7 百万円
賞与引当金	4 百万円
退職給付引当金	34 百万円
役員退職慰労引当金	6 百万円
減損損失否認額	2 百万円
減価償却超過額	5 百万円
その他	6 百万円
繰延税金資産小計	74 百万円
評価性引当額	△21 百万円
繰延税金資産合計 (A)	52 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△1 百万円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	51 百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調 整)	

交際費等永久に損金に算入されない項目	2.34%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.94%
事業分量配当金	△5.68%
住民税均等割・事業税率差異等	1.43%
評価性引当額の増減	0.41%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.23%

10. 賃貸等不動産関係

旭川市その他の地域において、賃貸商業施設を所有しております。令和5年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は29百万円（賃貸収益は地域活性化事業収益（賃貸料）に、主な賃貸費用は地域活性化費用（賃貸原価）に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,518	△11	1,507	808

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当期減少額のうち、主な減少額は減価償却費（△11百万円）であります。

（注3）当期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

11. 収益認識に関する注記

（1）収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 部門別損益計算書

【令和4年度】

(令和4年2月1日から令和5年1月31日まで)

(単位：百万円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	販売			資材	保管	利用	生活その他			生活指導事業	共通管理費等
					米穀・農産・青果のうち青果	米穀・農産・青果計	畜産				給油所	生活店舗	生活その他		
事業収益①	4,660	665	330	1,806	64	375	10	1,008	72	341	1,786	89	72		
事業費用②	3,242	184	22	1,387	43	184	6	852	24	321	1,606	77	42		
事業総利益③	1,418	481	308	419	21	191	4	156	48	20	180	12	30		
事業管理費④	1,289	455	264	326	21	124	3	150	36	13	157	12	87		
人件費	982	351	206	226	15	101	3	98	15	9	123	10	76		
業務費	90	34	17	24	2	7	0	14	2	1	11	1	4		
諸税負担金	46	15	8	17	1	5	0	7	4	1	4	0	2		
施設費	164	53	32	57	3	10	0	30	15	2	18	1	4		
うち減価償却費⑤	64	17	7	27	2	7	0	8	10	1	11	0	3		
その他事業管理費	8	3	2	2	0	1	0	1	0	0	1	0	0		
各事業管理費のうち配分された共通管理費		134	77	94	7	27	1	51	11	4	33	2	17	△ 356	
うち減価償却費⑦		4	2	3	0	1	0	2	0	0	1	0	1	△ 11	
事業利益⑧	129	26	43	93	0	67	1	6	13	7	23	0	△ 56		
事業外収益⑨	148	55	31	37	3	11	0	20	4	1	14	1	11		
うち共通分の配分⑩		53	31	37	3	11	0	20	4	1	13	1	7	△ 141	
事業外費用⑪	65	23	13	16	1	4	0	8	3	1	6	0	8		
うち共通分の配分⑫		22	12	15	1	4	0	8	2	1	5	0	3	△ 57	
経常利益⑬	211	58	61	114	2	73	1	18	14	8	31	1	△ 53		
特別利益⑭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち共通分の配分⑮		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損共⑯	125	47	27	33	2	9	0	18	4	1	12	1	6		
うち共通分の配分⑰		47	27	33	2	9	0	18	4	1	12	1	6	△ 125	
農業指導事業配分前利益⑱	86	11	34	81	0	64	1	0	10	7	20	0	△ 60		
農業指導事業分の配分⑲		24	14	16	1	5	0	9	2	1	6	0	△ 60		
農業指導事業配分後利益⑳	86	△ 13	21	65	△ 1	59	0	△ 9	8	6	14	0			

【令和5年度】

(令和5年2月1日分から令和6年1月31日まで)

(単位：百万円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	販売			資材	保管	利用	生活その他事業			営農指導事業	共通管理費等
					米穀・農産・青果のうち青果		畜産				給油所	生活店舗			
					米穀	農産									
事業収益①	4,613	661	307	1,733	69	415	9	910	67	332	1,841	1,745	96		
事業費用②	3,223	193	23	1,297	43	206	6	749	24	312	1,666	1,582	84		
事業総利益③	1,390	468	285	436	26	209	4	161	42	20	175	163	12	27	
事業管理費④	1,285	411	252	379	20	160	2	161	37	18	150	139	12	92	
人件費	976	319	196	265	13	132	1	102	15	14	116	107	9	80	
業務費	97	33	18	30	2	10	0	16	2	1	11	10	1	5	
諸税負担金	47	13	8	19	1	6	0	8	4	1	4	4	0	2	
施設費	156	43	28	62	3	12	0	33	15	2	18	17	1	4	
うち減価償却費⑤	61	13	7	28	2	7	0	9	11	1	11	11	0	2	
その他事業管理費	8	3	2	3	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	
各事業管理費のうち 配分された共通管理費⑥		111	69	102	6	33	1	53	11	4	29	27	2	18	
うち減価償却費⑦		3	2	3	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	
事業利益⑧	105	57	32	57	6	49	2	0	5	2	24	24	0	△ 65	
事業外収益⑨	141	49	29	42	2	14	0	22	5	2	13	12	1	8	
うち共通分の配分⑩		46	29	42	2	14	0	22	5	2	12	11	1	8	
事業外費用⑪	58	19	12	18	1	6	0	9	3	1	5	5	0	4	
うち共通分の配分⑫		19	12	17	1	6	0	9	2	1	5	4	0	3	
経常利益⑬	188	87	49	82	8	57	2	13	7	3	32	32	0	△ 62	
特別利益⑭	46	15	10	14	1	5	0	7	2	1	4	4	0	3	
うち共通分の配分⑮		15	10	14	1	5	0	7	2	1	4	4	0	3	
特別損失⑯	47	16	10	15	1	5	0	8	2	1	4	4	0	3	
うち共通分の配分⑰		16	10	15	1	5	0	8	2	1	4	4	0	3	
営農指導事業配分前 税引当期利益⑱	186	86	49	81	8	57	2	13	7	3	32	31	0	△ 62	
営農指導事業分の配分⑲		22	14	20	1	7	0	11	2	1	6	5	0	△ 62	
営農指導事業配分後 税引当期利益⑳	186	64	35	61	7	50	2	3	5	2	26	26	0	0	

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割(正職員のみ) + 人件費、減価償却費を除いた事業管理費割)の平均値により算出

(2) 営農指導事業

(1)により算出した割合から営農指導事業を除いた割合を100%に換算して算出

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
令和4年度	共通管理費等	37.82	21.62	26.35	9.38	4.83	100
	営農指導事業	39.74	22.72	27.68	9.86		100
令和5年度	共通管理費等	33.83	21.02	30.92	8.69	5.54	100
	営農指導事業	35.82	22.25	32.73	9.20		100

3. 部門別の資産

(単位：百万円)

	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共有資産
事業別の資産	106,334	95,129	1	766	201	0	10,237
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	106,334 (4,751)	98,592 (4,405)	2,153 (96)	3,931 (176)	1,091 (49)	568 (25)	

Ⅲ. 信用事業

1. 信用事業の考え方

①貸出運営の考え方

当JAでは、農家生活の向上や農業生産力の増強など農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出を行っております。

貸付にあたっては、皆様からお預かりした貯金を原資に貸付を行っており、一部の組合員だけに偏らないように一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。

また、併せて地域の皆様の生活にお役に立つよう積極的に資金貸出の推進を行ってまいります。

②JAバンクシステムについて

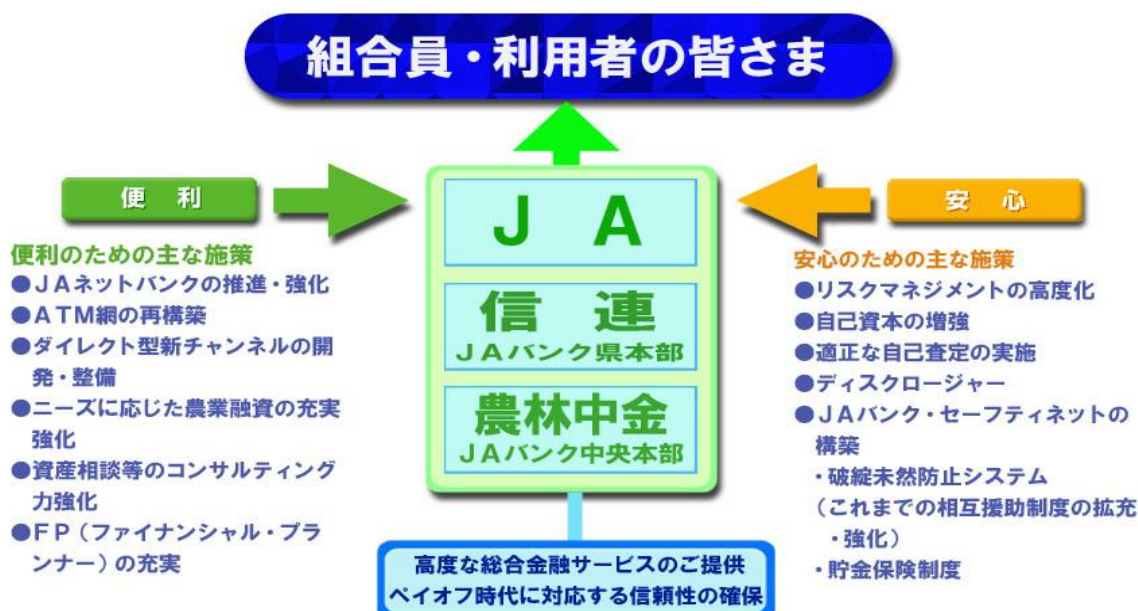
JAバンクシステムとは、ペイオフ解禁や金融大競争時代に柔軟に対応し、より便利で安心なJAバンクになるため、全国のJA・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、JAバンク法に基づいて、実質的に「ひとつの金融機関」として活動していく新たな取組のことです。

このJAバンクシステムを活用し、全体の高度化、専門化などを進め、組合員・利用者の皆さまの満足度をより高めていきます。

※ JAバンク法（再編強化法）・・・JAバンクシステムが確実に機能し、JAバンク全体としての信頼性の向上のための法制度面での裏付けとして整備された法律です。

※ ひとつの金融機関・・・JAバンクはJAバンク会員（JA・都道府県段階での信連・農林中央金庫）で構成されるグループ名です。JAバンクはグループ全体のネットワークと総合力で、組合員、利用者の皆様に、より身近でより便利なメインバンクとなることを目指して参ります。

JAバンクシステム



2. 信用事業の状況

■利益総括表

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
資金運用収支	577	572	△ 5
役員取引等収支	23	22	△ 1
その他信用事業収支	△ 119	△ 126	△ 7
信用事業粗利益	600	595	△ 5
信用事業粗利益率	0.63%	0.63%	0.00%
事業粗利益	1,536	1,500	△ 36
事業粗利益率	1.44%	1.42%	△0.02%
事業純益	240	213	△ 27
実質事業純益	246	216	△ 30
コア事業純益	246	216	△ 30
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	246	216	△ 30

注1) 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2) 信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

[信用事業収益(その他経常収益を除く) - 信用事業費用(その他経常費用を除く) □
+ 金銭の信託運用見合費用]

注3) 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[信用事業粗利益 / 信用事業資産(債務保証見返を除く) 平均残高 × 100]

注4) 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[事業粗利益 / 総資産(債務保証見返を除く) 平均残高 × 100]

■資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	94,976	598	0.63%	93,974	595	0.63%
うち預金	71,202	357	0.50%	68,743	339	0.49%
うち有価証券	-	-	-	-	-	-
うち貸出金	23,774	241	1.01%	25,231	256	1.01%
資金調達勘定	100,095	20	0.02%	98,891	21	0.02%
うち貯金・定期積金	99,497	17	0.02%	97,685	15	0.02%
うち借入金	598	3	0.50%	1,206	6	0.50%
総資金利ざや			0.16%			0.16%

注1) 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

[資金運用利回り - 資金調達原価(資金調達利回り + 経費率)]

注2) 経費率は、次の算式より計算しております。

[信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定(貯金・定期積金 + 借入金) 平均残高 × 100]

■受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受 取 利 息	△ 48	△ 3
うち預 金	△ 48	△ 18
うち有価証券	-	-
うち貸出金	-	15
支 払 利 息	△ 3	3
うち貯金・定期積金	△ 4	
うち譲渡性預金	-	-
うち借入金	1	3
差 引	△ 45	△ 6

注) 増減額は前年度対比です。

■利益率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
総資産経常利益率	0.20%	0.18%	△0.02%
資本経常利益率	4.27%	3.80%	△0.47%
総資産当期純利益率	0.08%	0.14%	0.06%
資本当期純利益率	1.64%	2.93%	1.29%

注) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資本経常利益率＝経常利益／純資産平均残高×100

総資産当期純利益率＝当期純利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資本当期純利益率＝当期純利益／純資産平均残高×100

3. 貯金に関する指標

■科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	43,659	44%	44,784	46%	1,125
定期性貯金	55,838	56%	52,901	54%	△ 2,937
その他の貯金	-	0%	-	0%	-
計	99,497	100%	97,685	100%	△ 1,812
譲渡性貯金	-	0%	-	0%	-
合 計	99,497	100%	97,685	100%	△ 1,812

注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金

■定期貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	54,220	100%	53,097	100%	△ 1,123
うち固定金利定期	54,220	(100%)	53,097	(100%)	△ 1,123
うち変動金利定期	-	(0%)	-	(0%)	-

注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注3) () 内は構成比です。

■貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
組合員貯金	75,745	77%	79,670	81%	3,925
うち地方公共団体	4,147	(4%)	3,986	(4%)	△ 161
うちその他非営利法人	1,721	(2%)	1,773	(2%)	52
組合員以外の貯金	23,233	23%	18,895	19%	△ 4,338
合 計	98,978	100%	98,566	100%	△ 412

4. 貸出金等に関する指標

■科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
手 形 貸 付	594	561	△ 33
証 書 貸 付	22,891	24,368	1,477
当 座 貸 越	289	302	13
割 引 手 形	-	-	-
合 計	23,774	25,231	1,457

■貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
固定金利貸出残高	21,057	23,052	1,995
固定金利貸出構成比	86.6%	89.3%	2.7%
変動金利貸出残高	3,260	2,765	△ 495
変動金利貸出構成比	13.4%	10.7%	△ 2.7%
残高合計	24,317	25,817	1,500

■貸出先別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
組 合 員 貸 出	18,963	78%	20,605	80%	1,642
組 合 員 以 外 の 貸 出	5,354	22%	5,212	20%	△ 142
うち地方公共団体	4,074	(17%)	3,895	(15%)	△ 179
うちその他非営利法人	44	-	53	-	9
うちその他員外	1,236	(5%)	1,264	(5%)	28
合 計	24,317	100%	25,817	100%	1,500

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
貯 金 等	704	619	△ 85
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	4,287	3,676	△ 611
そ の 他 担 保 物	-	-	-
計	4,991	4,295	△ 696
農業信用基金協会保証	10,662	11,234	572
そ の 他 の 保 証	4,199	6,067	1,868
計	14,861	17,301	2,440
信 用	4,465	4,221	△ 244
合 計	24,317	25,817	1,500

■債務保証見返額の担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
貯 金 等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	-	-
計	-	-	0
信 用	2	2	0
合 計	2	2	0

■貸出金の使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
設 備 資 金 残 高	18,496	20,363	1,867
設 備 資 金 構 成 比	76%	79%	3%
運 転 資 金 残 高	5,821	5,454	△ 367
運 転 資 金 構 成 比	24%	21%	△ 3%
残高合計	24,317	25,817	1,500

■業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

業 種	令和4年度	令和5年度	増 減
農 業	2,102 (9%)	2,005 (8%)	△ 97
林 業	65 (0%)	63 (0%)	△ 2
水 産 業	- (-)	- (-)	-
製 造 業	314 (1%)	319 (1%)	5
鉱 業	8 (0%)	10 (0%)	2
建 設 業	535 (2%)	620 (2%)	85
電気・ガス・熱供給・水道業	33 (0%)	58 (0%)	25
運 輸 ・ 通 信 業	303 (1%)	342 (1%)	39
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 業	393 (2%)	402 (2%)	9
金 融 ・ 保 険 業	164 (1%)	150 (1%)	△ 14
不 動 産 業	2,433 (10%)	2,230 (9%)	△ 203
サ ー ビ ス 業	2,244 (9%)	2,362 (9%)	118
地 方 公 共 団 体	4,074 (17%)	3,895 (15%)	△ 179
そ の 他	11,649 (48%)	13,361 (52%)	1,712
合 計	24,317 (100%)	25,817 (100%)	1,500

注：（ ）内は構成比です

■貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減	
貯 貸 率	期 末	24.57%	26.19%	1.62%
	期 中 平 均	23.89%	25.83%	1.94%
貯 証 率	期 末	0.00%	0.00%	0.00%
	期 中 平 均	0.00%	0.00%	0.00%

注1) 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位:百万円)

種 類		令和4年度	令和5年度	増 減
農	業	1,765	1,682	△ 83
	穀 作	770	704	△ 66
	野 菜 ・ 園 芸	95	99	4
	果 樹 ・ 樹 園 農 業	18	9	△ 9
	工 芸 作 物	-	-	-
	養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	79	53	△ 26
	養 鶏 ・ 養 卵	2	2	0
	養 蚕	-	-	-
	そ の 他 農 業	801	815	14
農 業 関 連 団 体 等		6	31	25
合 計		1,771	1,713	△ 58

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類		令和4年度	令和5年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金		1,002	1,014	12
農	業 制 度 資 金	769	699	△ 70
	農 業 近 代 化 資 金	94	75	△ 19
	そ の 他 制 度 資 金	675	624	△ 51
合 計		1,771	1,713	△ 58

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種 類		令和4年度	令和5年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金		465	484	19
そ の 他		145	124	△ 21
合 計		610	608	△ 2

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位：百万円)

令和4年度	債権額	保 全 額			
		担保	保証	引当	合計
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	46	29	-	17	46
危 険 債 権	80	76	0	4	80
要 管 理 債 権	0	0	-	0	0
三月以上延滞債権	0	0	-	0	0
貸出条件緩和債権	-	-	-	-	-
小 計	127	106	0	21	127
正 常 債 権	24,204				
合 計	24,331				
令和5年度	債権額	保 全 額			
		担保	保証	引当	合計
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	90	41	30	19	90
危 険 債 権	51	48	0	3	51
要 管 理 債 権	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-	-
小 計	142	89	30	23	142
正 常 債 権	25,690				
合 計	25,831				

注1) 破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

6. 有価証券に関する指標

■種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
株 式	-	-	-
外 国 債 券	-	-	-
その他の証券	1	1	0
合 計	1	1	0

注) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

■商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め なし	合 計
令和4年度								
国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	3	3
令和5年度								
国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	3	3

7. 有価証券等の時価情報

■有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

[満期保有目的有価証券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

種 類	令和4年度			令和5年度			
	貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの	株 式	2	1	2	3	1	2
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	小 計	2	1	2	3	1	2
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
合 計	2	1	△ 2	3	1	△ 2	

■金銭の信託

該当する取引はありません。

■デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (△純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	71	77	-	71	6	77
個別貸倒引当金	130	108	6	124	△ 22	108
合 計	201	185	6	195	△ 16	185
区 分	令和5年度					
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (△純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	77	80	-	77	3	80
個別貸倒引当金	108	108	-	108	0	108
合 計	185	188	-	185	3	188

9. 貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	6	-

IV. その他の事業

1. 指導事業

(単位：百万円)

費用			収益		
科目	令和4年度	令和5年度	科目	令和4年度	令和5年度
営農改善指導費	17	19	賦課金	48	48
教育情報費	4	5	実費収入	1	1
指導支払補助金	-	-	指導受入補助金	-	-
営農指導雑支出	2	3	受託指導収入	5	5
農地中間管理事業費用	19	18	農地中間管理事業収益	19	18
合計	42	44	合計	72	71

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：百万円)

種類	令和4年度		令和5年度		
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高	
生命系	終身共済	1,595	70,007	983	67,144
	定期生命共済	398	1,319	451	1,650
	養老生命共済	244	20,775	242	17,235
	こども共済	162	4,948	168	4,704
	医療共済	23	644	5	563
	がん共済	-	95	-	90
	定期医療共済	-	267	-	232
	介護共済	99	767	146	895
年金共済	-	1,084	-	996	
建物更生共済	5,356	53,200	3,799	51,916	
合計	7,715	148,178	5,626	140,721	

注1) 命系

共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) J A共済はJ A、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、J A及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)

注4) 認知症共済、生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、「長期共済」に記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済の共済金額保有高」に記載する。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	20	0	17
がん共済	102	189	60	254
定期医療共済	0	9	0	9
	-	1	-	1
合計	1	29	0	27
	102	189	60	254

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しております。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	113	971	171	1118
認知症共済	67	67	19	80
生活障害共済(一時金型)	50	279	59	338
生活障害共済(定期年金型)	1	89	-	80
特定重度疾病共済	51	216	109	318
合計	282	1,622	358	1,934

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	82	2,595	134	2,541
年金開始後	-	545	-	526
合計	82	3,140	134	3,068

注1) 金額は、年金年額について記載しています。

(5) 短期共済新契約高(掛金)

(単位:百万円)

種類	令和4年度	令和5年度
火災共済	63	66
自動車共済	371	367
傷害共済	8	8
賠償責任共済	0	4
自賠責共済	42	36
合計	484	481

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡障害又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

注2) 自動車共済、農機具損害共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 生産販売事業

(1) 農畜産物

(単位：百万円)

種 別	単 位	令和4年度		令和5年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
米	俵	255,686	2,792	235,442	2,900
米 穀 計	俵	255,686	2,792	235,442	2,900
麦	類 俵	11,808	35	7,214	26
大	豆 俵	13,875	105	11,769	209
小	豆 俵	59	1	43	1
そ	ば 俵	13,118	142	7,032	76
そ の 他 農 作 物	俵	2,518	17	913	8
農 産 計	俵	41,378	301	26,971	320
野	菜 kg	2,083,151	846	2,311,347	929
果	樹 kg	1,043	29	10,657	51
花	き 本	313,241	31	227,776	25
青 果 計			906		1,004
生	乳 kg	947,409.9	96	861,893.7	98
肉	牛 頭	762	379	831	324
肉	豚 頭	5	0	4	0
鶏	卵 kg	15,740	5	1,480	0
畜 産 計			480		423
合 計			4,479		4,647

(2) 農産物直売所

(単位：百万円)

種 別		令和4年度	令和5年度
あさがお	委 託 品	157	154
	購 買 品 他	86	117
あ さ が お 計		242	270
穂 の 香		24	29
合 計		266	300

4. 保管事業

(単位：百万円)

費用			収益		
科目	令和4年度	令和5年度	科目	令和4年度	令和5年度
労務費	0	0	保管料	53	49
雑費	24	24	雑収益	19	17
合計	24	24	合計	72	66

5. 利用事業

(単位：百万円)

費用			収益		
科目	令和4年度	令和5年度	科目	令和4年度	令和5年度
育苗センター費用	7	8	育苗センター収益	19	20
受託管理事業費用	314	304	受託管理事業収益	321	312
合計	321	312	合計	340	332

6. 購買事業

(1) 生産資材

(単位：百万円)

種 別	令和4年度	令和5年度
	供 給 金 額	供 給 金 額
肥 料	373	386
農 薬	234	254
種 苗	134	134
飼 料	50	47
農 機 具	518	520
自 動 車	17	23
温 床 資 材	81	62
包 装 資 材	87	90
そ の 他	125	128
合 計	1,619	1,644

(2) 生活物資

(単位：百万円)

種 別	令和4年度	令和5年度
	供 給 金 額	供 給 金 額
農 産	0	0
畜 産	3	4
水 産	0	0
惣 菜 ・ 日 配 品	5	6
一 般 食 品	44	43
菓 子	2	1
日 用 品	7	7
そ の 他	19	24
合 計	80	86

(3) 燃料

(単位：百万円)

種 別	令和4年度	令和5年度
	供 給 金 額	供 給 金 額
揮 発 油	696	774
灯 油	535	516
軽 油	250	259
L P ガ ス	40	36
そ の 他	173	149
合 計	1,694	1,735

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円、%)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,167	4,308
うち、出資金及び資本準備金の額	2,027	2,063
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	2,231	2,326
うち、外部流出予定額(△)	61	62
うち、上記以外に該当するものの額	△ 31	△ 18
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	77	80
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	77	80
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の4.5%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	122	60
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,366	4,449
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	5	9
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	5	9
自己資本		
自己資本の額(イ)-(ロ)(ハ)	4,361	4,440
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	38,964	37,350
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,355	1,341
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,355	1,341
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,903	2,201
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	41,867	40,196
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)÷(ニ)	10.41%	11.04%

注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	454	-	-	431	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,108	-	-	3,932	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	44	-	-	53	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	70,574	14,115	565	68,927	13,785	551
法人等向け	181	177	7	128	128	5
中小企業等向け及び個人向け	3,717	1,926	77	4,163	1,804	72
抵当権付住宅ローン	1,403	483	19	3,518	1,173	47
不動産取得等事業向け	2,663	2,650	106	793	791	32
三月以上延滞等	21	3	0	19	3	0
取立未済手形	15	3	0	12	2	0
信用保証協会等保証付	10,667	1,061	42	11,238	1,119	45
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	758	758	30	758	758	30
(うち出資等のエクスポージャー)	758	758	30	758	758	30
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	10,682	16,434	657	11,147	16,444	658
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,380	10,951	438	4,380	10,951	438
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	6,302	5,483	219	6,767	5,493	220
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルクスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマナデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	-	1,355	54	-	1,341	54
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	105,287	38,964	1,559	105,065	37,347	1,494
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	105,287	38,964	1,559	105,065	37,347	1,494
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>						
a						
b=a×4%						
所要自己資本額	2,903		116	2,846		114
リスク・アセット等(分母)合計						
a						
b=a×4%						
所要自己資本額	41,867		1,675	40,194		1,608

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

業 種	令和4年度				令和5年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	283	283	-	343	343	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	596	596	-	598	598	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	26	26	-	25	25	-	-
	金融・保険業	70,302	17	-	68,653	3	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	222	222	-	48	48	-	-
	日本国政府・地方公共団体	4,108	4,108	-	3,932	3,932	-	-
	その他	5,255	117	-	5,196	58	-	-
個人	18,991	18,991	-	20,857	20,857	-	19	
その他	5,255	13	-	5,467	3	-	-	
業種別残高計	105,287	24,373	-	105,119	25,867	-	19	
1年以下	71,040	770	-	69,148	710	-	-	
1年超3年以下	599	599	-	859	659	-	-	
3年超5年以下	1,178	1,178	-	1,078	1,078	-	-	
5年超7年以下	843	843	-	852	852	-	-	
7年超10年以下	2,911	2,911	-	2,767	2,767	-	-	
10年超	17,660	17,660	-	19,403	19,403	-	-	
期限の定めのないもの	11,055	412	-	11,011	398	-	-	
残存期間別残高計	105,287	24,373	-	105,119	25,867	-	-	
信用リスク期末残高	105,287	24,373	-	105,119	25,867	-	-	
信用リスク平均残高	99,185	23,774	-	98,195	25,231	-	-	

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことであります。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度						令和5年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	71	77	-	71	6	77	77	80	-	77	3	80
個別貸倒引当金	130	108	6	124	△ 22	108	108	108	-	108	0	108

④地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

業 種	令和4年度						令和5年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	130	108	6	124	108	6	108	108	-	108	108	0
業種別計	130	108	6	124	108	6	108	108	-	108	108	0

注1) 国外のエクスポートは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト0%	5,066	4,807
	リスク・ウェイト2%	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-
	リスク・ウェイト10%	10,609	11,187
	リスク・ウェイト20%	70,682	70,917
	リスク・ウェイト35%	1,380	3,170
	リスク・ウェイト50%	3,771	3,513
	リスク・ウェイト75%	824	682
	リスク・ウェイト100%	9,929	7,855
	リスク・ウェイト150%	0	0
	リスク・ウェイト250%	4,380	4,380
	その他	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-
自己資本控除額	5	9	
合 計	106,641	106,460	

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項目	令和4年度		令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	44	-	53
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	2	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	144	2,676	124	3,336
抵当権付住宅ローン	-	-	-	326
不動産取得等事業向け	-	-	-	0
三月以上延滞等	-	-	-	-
上記以外	59	1,171	46	1,815
合計	205	3,891	170	5,530

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを

①系統出資、②系統外出資、③子会社及び関連会社株式に区分して管理しています。

①系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めています。

②系統外出資については、系統出資同様の対応を行っております。

③子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①系統出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定、②系統外出資については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上、③子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	2	2	3	2
非上場	5,138	5,138	5,138	5,138
合計	5,140	5,140	5,141	5,140

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当 J A は、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量 (Δ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の 3 シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当 J A では、普通貯金等の額の 50%相当額を 0~5 年の期間に均等に振り分けて (平均残存 2.5 年) リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、

当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、長期の固定金利の貸出金の増加によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
 リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
 特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

②金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	532	504	234	223				
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0				
3	スティープ化	467	453						
4	フラット化	0							
5	短期金利上昇	70							
6	短期金利低下	31							
7	最大値	532	504	234	223				
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	4,440		4,361					

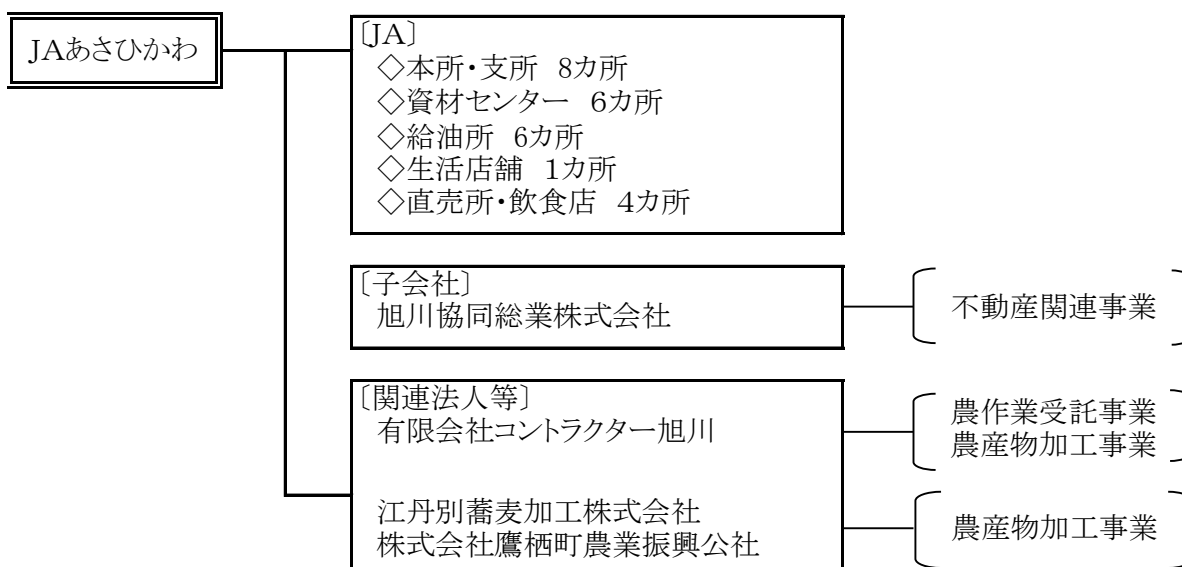
Ⅵ. 連結情報

1. 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

■ グループの概況

J Aあさひかわのグループは、当 J A、子会社 1 社（子法人等を除く）、関連法人等 3 社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



■ 子会社等について

(単位:百万円、%)

法人名	事業の内容	主たる営業所又は事務所の所在地	設立年月	資本金	組合出資比率 (組合グループ出資比率)	他の子会社等の議決権比率
旭川協同総業(株)	不動産業	旭川市神楽5条8丁目1-16	昭和57年08月10日	40	100.00%	100.00%
(有)コントラクター旭川	農作業受託	旭川市東旭川町旭正118	平成09年05月01日	29	35.85%	35.85%
江丹別蕎麦加工(株)	農産物加工	旭川市江丹別町中央176	平成05年04月30日	18	37.71%	37.71%
(株)鷹栖町農業振興公社	農産物加工	上川郡鷹栖町11線5号	昭和61年02月06日	180	33.33%	33.33%

2. 連結事業概況（令和5年度）

■令和5年度における事業の概況

■あさひかわ農業協同組合（親会社）

当組合は、地域の環境と実態に即した農業振興を始め、安全・安心に関するニーズに対応するため「JAあさひかわ」産ブランドの農畜産物の生産と提供に取り組み、総合事業の多様な事業展開により地域社会の一員として都市と農村の調和を図り、地域社会の発展に努めております。

本年度の事業結果として、事業総利益は、計画を38百万円上回る13億90百万円となりました。当期剰余金については、計画を19百万円上回る145百万円の実績となっております。

■旭川協同総業株式会社（子会社）

当組合の子会社である旭川協同総業(株)は、不動産の売買・賃貸、並びにその斡旋及び管理業務など、組合員や地域利用者の不動産部門として位置づけております。

組合員の賃貸物件を数多く管理しており、当組合とともに組合員・利用者の豊かな暮らしの実現に向け、地域に密着した営業活動を展開しています。

令和5年度は、ウクライナ情勢の影響による建築資材の価格高騰や世界的な半導体不足から、さまざまな住宅設備機器の品不足や法改正による建築解体費の値上がりがあり、不動産業界にとっては不安定要素の多い1年となりました。

このような状況下の中で複数の建築業者や解体業者と連携をとりながら各種工事の受注件数を順調に伸ばすことができ、低調に終わった不動産売買部門や賃貸部門の実績をカバーし、さらに社員それぞれが原価意識を持ちつつ丁寧な営業活動を心掛けた結果、収益実績80,226千円、費用実績71,795千円、税引き前当期利益は事業計画を上回る8,431千円を計上することができました。

■連結財務の状況

当組合グループの連結財務の状況として、信用・共済事業から経済事業資産・固定資産等の総資産額は1,065億82百万円、組合員や地域住民の皆様から受け入れた貯金を含めた信用事業負債を始めとする負債総額は1,010億47百万円、組合員資本を主とする純資産額は55億35百万円となりました。また、連結自己資本比率は単体自己資本比率を0.5ポイント上回る11.58%となりました。

3. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、 連結注記表及び連結剰余金計算書

■ 連結貸借対照表

基準日 令和4年度 令和5年1月31日現在
令和5年度 令和6年1月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 ・ 純 資 産 の 部		
科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	95,279	95,093	1. 信用事業負債	99,251	98,876
(1) 現金及び預金	70,724	69,070	(1) 貯 金	98,966	98,557
(2) 貸 出 金	24,278	25,780	(2) 借 入 金	2	1
(3) その他の信用事業資産	370	341	(3) その他の信用事業負債	280	316
(4) 債務保証見返	2	2	(4) 債務保証	2	2
(5) 貸倒引当金	△ 95	△ 100			
2. 共済事業資産	1	1	2. 共済事業負債	284	351
(1) その他の共済事業資産	1	1	(1) 共済資金	151	220
(2) 貸倒引当金	0	0	(2) その他の共済事業負債	133	130
3. 経済事業資産	899	966	3. 経済事業負債	689	719
(1) 経済事業未収金	387	370	(1) 経済事業未払金	492	499
(2) 棚卸資産	269	277	(2) その他の経済事業負債	197	219
(3) その他の経済事業資産	246	322			
(4) 貸倒引当金	△ 2	△ 2	4. 設備借入金	277	253
4. 雑資産	307	296	5. 雑負債	284	261
(1) 組勘未決済勘定	12	37	6. 諸引当金	157	160
(2) その他の雑資産	383	344	(1) 賞与引当金	12	13
(3) 貸倒引当金	△ 88	△ 86	(2) 退職給付に係る負債	125	123
5. 固定資産	5,057	5,012	(3) 役員退職慰労引当金	20	24
(1) 有形固定資産	5,051	5,003	7. 再評価に係る繰延税金負債	430	426
減価償却資産	5,342	5,270	負債の部合計	101,373	101,047
減価償却累計額	△ 4,188	△ 4,136	(純資産の部)		
土地	3,897	3,870	1. 組合員資本	4,473	4,619
(2) 無形固定資産	6	9	(1) 出資金	2,027	2,063
6. 外部出資	5,162	5,162	(2) 利益剰余金	2,476	2,574
(1) 外部出資	5,162	5,162	(3) 処分未済持分	△ 31	△ 18
7. 繰延税金資産	67	51	(4) 子会社の有する親組合出資金	△0	△0
			2. 評価・換算差額等	926	916
			(1) その他有価証券評価差額金	1	2
			(2) 土地再評価差額金	925	915
資産の部合計	106,772	106,582	純資産の部合計	5,399	5,535
			負債・純資産の部合計	106,772	106,582

■ 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
1. 事業総利益	1,459	1,434
(1) 信用事業収益	665	661
資金運用収益	597	594
(うち預金利息)	(2)	(1)
(うち受取奨励金)	(333)	(313)
(うち貸出金利息)	(240)	(255)
(うちその他受入利息)	(22)	(24)
役務取引等収益	38	38
その他経常収益	30	29
(2) 信用事業費用	183	192
資金調達費用	20	22
(うち貯金利息)	(17)	(15)
(うち給付補填備金繰入)	(0)	(0)
(うち借入金利息)	(3)	(6)
役務取引等費用	16	16
その他事業直接費用	0	0
その他経常費用	147	154
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(5)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 8)	(-)
信用事業総利益	481	469
(3) 共済事業収益	330	307
共済付加収入	303	290
その他の収益	27	17
(4) 共済事業費用	22	23
その他の費用	22	23
(うち貸倒引当金戻入益)	(0)	(0)
共済事業総利益	308	284
(5) 購買事業収益	2,964	2,925
購買品供給高	2,870	2,804
購買手数料	21	26
その他の収益	73	95
(6) 購買事業費用	2,591	2,550
購買品供給原価	2,478	2,433
その他の費用	114	116
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(0)
購買事業総利益	372	375
(7) 販売事業収益	386	424
販売手数料	127	140
農産物直売所収益	162	200
その他の収益	97	84
(8) 販売事業費用	187	208
農産物直売所費用	108	139
その他の費用	78	68
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
販売事業総利益	199	216

基準日 令和4年度 令和4年2月1日から令和 5年1月31日まで
 令和5年度 令和5年2月1日から令和 6年1月31日まで

(単位:百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(9) その他事業収益	485	470
(10) その他事業費用	387	381
その他事業総利益	98	89
2. 事業管理費	1,334	1,331
(1) 人件費	1,023	1,017
(2) その他事業管理費	311	314
事業利益	125	103
3. 事業外収益	141	135
(1) 地域活性化事業収益(賃貸料)	71	72
(2) 施設利用料	3	3
(3) 受取雑利息	0	0
(4) 受取出資配当金	51	51
(5) 管理受託収益	4	-
(6) 償却債権取立益	2	2
(7) 持分法による投資益	-	0
(8) 雑収入	11	9
4. 事業外費用	54	46
(1) 地域活性化事業費用(賃貸原価)	46	44
(2) 支払雑利息	2	2
(3) 寄付金	0	1
(4) 管理受託費用	4	-
(5) 貸倒引当金戻入益(事業外)	△ 2	△ 2
(6) 持分法による投資損	2	-
(7) 雑損失	2	1
経常利益	212	192
5. 特別損益	-	46
(1) 固定資産処分益	-	45
(2) 一般補助金	-	1
6. 特別損失	125	44
(1) 固定資産処分損	0	0
(2) 固定資産圧縮損	-	1
(3) 減損損失	122	-
(4) その他の特別損失	2	43
税引前当期利益	88	194
法人税・住民税及び事業税	20	34
法人税等調整額	△ 13	11
法人税等合計	7	45
当期剰余金	81	148

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	88	194
減価償却費	93	90
減損損失	122	-
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少)	4	4
貸倒引当金の増加額(△は減少)	△ 16	3
賞与引当金の増加額(△は減少)	0	1
退職給付引当金の増加額(△は減少)	△ 5	△ 2
信用事業資金運用収益	△ 597	△ 594
信用事業資金調達費用	20	22
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 51	△ 51
支払雑利息	2	2
固定資産売却損益(△は益)	-	-
固定資産除却損益	0	28
固定資産圧縮損	-	-
一般補助金	-	-
持分法による投資損益	2	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 2,146	△ 1,502
預金の純増(△)減	2,508	1,610
貯金の純増減(△)	△ 354	△ 409
信用事業借入金の純増減(△)	△ 2	△ 1
その他の信用事業資産の純増(△)減	38	21
その他の信用事業負債の純増減(△)	△ 5	37
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	△ 9	69
その他の共済事業資産の純増(△)減	0	0
その他の共済事業負債の純増減(△)	△ 5	△ 3
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
経済事業未収金の純増(△)減	△ 69	16
棚卸資産の純増(△)減	△ 15	△ 8
経済事業未払金の純増減(△)	66	7
その他の経済事業資産の純増(△)減	△ 114	△ 76
その他の経済事業負債の純増減(△)	91	22
(その他の資産及び負債の増減)		
未払消費税等の増減額(△)	22	△ 12
その他の資産の純増(△)減	31	14
その他の負債の純増減(△)	△ 3	△ 23
信用事業資金運用による収入	620	602
信用事業資金調達による支出	△ 24	△ 24
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 34	△ 37
小 計	262	2
雑利息及び出資配当金の受取額	51	51
雑利息の支払額	△ 2	△ 2
法人税等の支払額	△ 39	△ 23
過年度遡及会計適用による影響額	△ 62	-
事業活動によるキャッシュ・フロー	210	29
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 78	△ 74
外部出資による支出	△ 1	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 79	△ 74
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	△ 24	△ 24
出資の増額による収入	87	137
出資の払戻しによる支出	△ 93	△ 101
持分の譲渡による収入	22	31
持分の取得による支出	△ 31	△ 18
出資配当金の支払額	△ 24	△ 23
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 63	1
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額	68	△ 44
6 現金及び現金同等物の期首残高	898	966
7 現金及び現金同等物の期末残高	966	922

■ 令和4年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社 1社 旭川協同株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連法人等 1社 (株)鷹栖町農業振興公社

②持分法非適用の関連法人等 2社 江丹別蕎麦加工(株)

(有)コントラクター旭川

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益(持分に見合う額)及び剰余金(持分に見合う額)から見て持分法の適用から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

当JA及び連結される子会社の決算日は、毎年1月末日であります。連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金となっております。連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金となっております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

[時価のあるもの]

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

[時価のないもの]

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購買品

売価還元法による原価法(値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用)

②その他の棚卸資産(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証

による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）（以下、収益認識に関する会計基準等）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業（農業関連・生活・給油）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・利用事業

育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料及び給油手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権または経済受託債務に計上しております。

3. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しており、以下のとおり会計処理方法の一部を見直しております。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(収益の計上時期の変更)

約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当組合は、従来一時点で収益を計上していた取引の一部について、履行義務の充足をもって収益を計上するように変更しております。

この結果、当事業年度の保管事業総利益が 0 百万円減少しております。これにより、事業収益が 0 百万円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ 0 百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が 3 百万円減少しております。

(全道共計等に委託した販売事業の収益を共計全体の進捗率を用いて認識)

販売事業のうち全道共計等へ委託して販売する米、麦及び豆類について、従来は集荷した時点で収益を認識しておりましたが、全道共計等の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の販売事業収益が 0 百万円減少し、販売事業総利益が 0 百万円減少しております。これにより、事業収益が 0 百万円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ 0 百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が 42 百万円減少しております。

(代理人取引について、収益の計上を総額から純額に変更)

財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が 665 百万円、購買事業費用が 665 百万円減少しておりますが、購買事業総利益に影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更

経済事業未収収益・前払費用及び前受収益・未払費用の表示区分の変更

収益認識会計基準等の適用により、当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益・前払費用を経済事業資産のその他の経済事業資産に計上しております。同様に、従来雑負債に計上していた経済事業前受収益・未払費用を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 185 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 67 百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 122 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,036 百万円であり、その内訳はつぎのとおりです。

(単位：百万円)

科 目	金 額
建 物	899
構 築 物	17
機 械 装 置	32
車 輜 運 搬 具	23
工 具 器 具 備 品	64

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額

6 百万円

子会社等に対する金銭債務の総額

181 百万円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額

24 百万円

理事および監事に対する金銭債務の総額

記載すべき金額はありません

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とれた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をい

う。)の給付

(4) 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は46百万円、危険債権額は80百万円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

②債権のうち、三月以上延滞債権は0百万円、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額(①及び②の合計額)は127百万円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地再評価法により、再評価を行った土地の再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ① 再評価を行った年月日 平成14年1月31日
- ② 再評価の方法 固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しました。
- ③ 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 1,534百万円

7. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	78百万円
うち事業取引高	77百万円
うち事業取引以外の取引高	1百万円
子会社等との取引による費用総額	36百万円
うち事業取引高	22百万円
うち事業取引以外の取引高	14百万円

(2) 減損損失の状況

①グルーピングの概要

事業用店舗については管理会計の単位としている部門別を基本にグルーピングし、賃貸用資産及び遊休資産については施設単位でグルーピングをしております。また、本所、営農施設、共同利用施設については、全体の共用資産としております。

②当期において減損損失を認識した資産または資産グループの概要

場 所	用 途	種 類
旧旭川中央基幹支所	事業資産	土地建物他

③減損損失の認識に至った経緯

旧旭川中央基幹支所については、支所・施設の統廃合に伴い更地にして売却することを予定しておりますが、土地価格が下落していることから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失(122百万円)として特別損失に計上しました。

④減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

場 所	土 地	建 物	合 計
旧旭川中央基幹支所 旭川市9条通8丁目左8・9号	104百万円	18百万円	122百万円

⑤回収可能価額の算定方法

回収可能額は正味売却価額により算定しており、売却見込額から建物の撤去費用等を控除しております。

8. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員等へ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、施設投資に伴い同連合会より設備借入をしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ信用リスクの管理

個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、管理部審査課が与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

ロ市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.26% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 135 百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	70,270	70,243	△ 27
貸出金	24,278		
貸倒引当金(※1)	△ 95		
貸倒引当金控除後	24,183	24,328	145
経済事業未収金	387		
貸倒引当金(※2)	△ 1		
貸倒引当金控除後	385	385	-
外部出資	2	2	-
資産計	94,841	94,959	118
貯金	98,966	98,892	△ 74
借入金(*3)	280	280	0
経済事業未払金	492	492	-
負債計	99,738	99,663	△ 74

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(※3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 277 百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ニ 外部出資

株式は取引所の価格によっております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フロー OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	5,159

④ 金銭債権の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	70,270	-	-	-	-	-
貸出金(※1,2)	2,430	1,591	1,557	1,488	1,351	15,841
経済事業未収金	387	-	-	-	-	-
合計	73,087	1,591	1,557	1,488	1,351	15,841

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 204 百万円については「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 21 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※1)	82,823	7,075	8,014	429	626	-
借入金	1	1	1	-	-	-
設備借入金	24	24	24	24	24	156
合計	82,848	7,100	8,038	453	650	156

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

9. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの (単位：百万円)

種類	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1	2	2

なお、上記評価差額から繰延税金負債 0 百万円を差し引いた額 1 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

10. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	△ 130 百万円	
①退職給付費用	△ 41 百万円	
②退職給付の支払額	14 百万円	
③特定退職金共済制度への拠出金 33 百万円	
調整額合計	5 百万円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 125 百万円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 590 百万円
② 特定退職金共済制度 (J A 全国共済会) 465 百万円
③ 未積立退職給付債務	△ 84 百万円 ①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 125 百万円
⑤ 退職給付引当金	△ 125 百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 簡便法で計算した退職給付費用	41 百万円
------------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費等）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 12 百万円を含めて計上しております。なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、123 百万円となっております。

11. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	9 百万円
貸倒損失	8 百万円
賞与引当金	3 百万円
退職給付引当金	35 百万円
役員退職慰労引当金	5 百万円
減損損失否認額	9 百万円
減価償却超過額	10 百万円
その他	9 百万円
繰延税金資産小計	88 百万円
評価性引当額	△ 21 百万円
繰延税金資産合計 (A)	67 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	0 百万円
繰延税金負債合計 (B)	0 百万円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	67 百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.16%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.63%
事業分量配当金	△11.98%
住民税均等割・事業税率差異等	3.10%
評価性引当額の増減	△6.31%
その他	△1.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.90%

12. 賃貸等不動産関係

旭川市その他の地域において、賃貸商業施設を所有しております。令和 4 年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 25 百万円（賃貸収益は地域活性化事業収益（賃貸料）に、主な賃貸費用は地域活性化費用（賃貸原価）に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,522	△ 4	1,518	810

(注 1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注 2) 当期増減額のうち、主な増加額は固定資産の取得（6 百万円）、賃貸資産の増加（11 百万円）であります。

(注 3) 当期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

13. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

その他の経済事業負債の前受収益には、販売委託先から掲示された販売進捗率に応じて、販売手数料から控除した契約負債 57 百万円が含まれております。その他の経済事業負債の前受収益には、利用者の施設利用度に応じて、保管料から控除した契約負債 5 百万円が含まれております。

■ 令和5年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社 1社 旭川協同株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連法人等 1社 (株)鷹栖町農業振興公社

② 持分法非適用の関連法人等 2社 江丹別蕎麦加工(株)
(有)コントラクター旭川

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益(持分に見合う額)及び剰余金(持分に見合う額)から見て持分法の適用から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

当JA及び連結される子会社の決算日は、毎年1月末日であります。連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金となっております。連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金となっております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

[市場価格のない株式等以外のもの]

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

[市場価格のない株式等]

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品

売価還元法による原価法(値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用)

② その他の棚卸資産(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フ

ローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業（農業関連・生活・給油）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・利用事業

育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料及び給油手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権または経済受託債務に計上しております。

3. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 188百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 52百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 ー百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は

1,036百万円であり、その内訳はつぎのとおりです。

(単位：百万円)

科 目	金 額
建 物	899
構 築 物	17
機 械 装 置	32
車 輛 運 搬 具	23
工 具 器 具 備 品	66

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 17 百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 187 百万円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 28 百万円

理事および監事に対する金銭債務の総額 記載すべき金額はありません

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 90 百万円、危険債権額は 51 百万円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

②債権のうち、三月以上延滞債権は 0 百万円、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額（①及び②の合計額）は 142 百万円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地再評価法により、再評価を行った土地の再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価を行った年月日 平成 14 年 1 月 31 日

② 再評価の方法 固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しました。

③ 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額

1,576 百万円

6. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額 68 百万円

うち事業取引高 67 百万円

うち事業取引以外の取引高 1 百万円

子会社等との取引による費用総額 36 百万円

うち事業取引高 21 百万円

うち事業取引以外の取引高 15 百万円

7. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員等へ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、施設投資に伴い同連合会より設備借入をしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、管理部審査課が与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年経済価値が173,690千円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	68,638	68,593	△ 45
貸出金	25,780		
貸倒引当金(※1)	△ 100		
貸倒引当金控除後	25,680	25,801	121
経済事業未収金	370		
貸倒引当金(※2)	△ 1		
貸倒引当金控除後	369	369	-
外部出資	3	3	-
資産計	94,690	94,766	76
貯金	98,557	98,451	△ 106
借入金(*3)	254	254	△ 0
経済事業未払金	499	499	-
負債計	99,310	99,204	△ 106

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(※3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 253 百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

ニ 外部出資

株式は取引所の価格によります。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金の合計額を OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によります。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	5,159

④ 金銭債権の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	68,638	-	-	-	-	-
貸出金(※1,2)	2,476	1,696	1,632	1,493	1,362	17,103
経済事業未収金	370	-	-	-	-	-
合計	71,484	1,696	1,632	1,493	1,362	17,103

(※1)貸出金のうち、当座貸越 199 百万円については「1年以内」に含めております。

(※2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 19 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※1)	80,775	6,946	9,645	545	646	-
借入金	1	1	-	-	-	-
設備借入金	24	24	24	24	24	133
合計	80,800	6,971	9,670	559	669	133

(※1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

8. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	1	3	2

なお、上記評価差額から繰延税金負債 1 百万円を差し引いた額 2 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

9. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与と規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	△ 125 百万円	
①退職給付費用	△ 39 百万円	
②退職給付の支払額	11 百万円	
③特定退職金共済制度への拠出金	30 百万円	
調整額合計	2 百万円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 123 百万円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 567 百万円	
② 特定退職金共済制度 (J A 全国共済会)	444 百万円	
③ 未積立退職給付債務	△ 123 百万円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 123 百万円	
⑤ 退職給付引当金	△ 123 百万円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 簡便法で計算した退職給付費用	39 百万円
------------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費等)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 12 百万円を含め

て計上しております。なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、103百万円となっております。

10. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	9百万円
貸倒損失	7百万円
賞与引当金	4百万円
退職給付引当金	34百万円
役員退職慰労引当金	6百万円
減損損失否認額	2百万円
減価償却超過額	5百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	74百万円
評価性引当額	△ 21百万円
繰延税金資産合計 (A)	52百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 1百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 1百万円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	51百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.16%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.94%
事業分量配当金	△ 5.68%
住民税均等割・事業税率差異等	1.43%
評価性引当額の増減	0.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.23%

11. 賃貸等不動産関係

旭川市その他の地域において、賃貸商業施設を所有しております。令和5年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は27百万円(賃貸収益は地域活性化事業収益(賃貸料)に、主な賃貸費用は地域活性化費用(賃貸原価)に計上)です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,518	△ 11	1,507	808

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期減少額のうち、主な減少額は減価償却費(11百万円)であります。

(注3) 当期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。

12. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■ 連結剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
1 利益剰余金期首残高	2,441	2,476
2 利益剰余金増加額	138	159
(1) 当期剰余金	81	149
(2) 土地再評価差額取崩額	57	10
3 利益剰余金減少高	103	61
(1) 配当金	24	23
(2) 事業分量配当金	34	37
(3) 過年度遡及適用影響額	45	-
4 利益剰余金期末残高	2,476	2,573

4. 農協法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	46	90	44
危険債権額	80	51	△ 29
要管理債権額	0	-	0
三月以上延滞債権額	0	-	0
貸倒条件緩和債権額	-	-	-
小 計	127	142	15
正常債権額	24,165	25,653	1,488
合 計	24,292	25,794	1,502

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸倒条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸倒条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

5. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結経常収支（事業収益）	5,601	5,218	5,413	4,837	4,787
信用事業収益	797	749	710	665	661
共済事業収益	390	349	343	330	307
農業関連事業収益	2,614	2,612	2,633	1,985	1,912
その他の事業収益	1,800	1,509	1,728	1,858	1,907
連結経常利益	222	213	226	212	192
連結当期剰余金	149	175	145	81	149
連結純資産額	5,243	5,319	5,436	5,399	5,535
連結総資産額	107,124	108,209	107,108	106,772	106,582
連結自己資本比率	10.49%	10.57%	10.82%	10.91%	11.58%

注1) 平成20年度より農協法施行規則に基づき購買事業における供給高を事業収益に、供給原価を事業費用にそれぞれ計上する方法に変更しております。

注2) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

6. 連結ベースの事業別の経常収支等

(単位：百万円)

事業区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
信用事業	事業収益	797	749	710	665	661
	事業総利益	542	549	517	481	469
	資産の額	95,561	96,795	95,651	95,279	95,093
共済事業	事業収益	390	349	343	330	307
	事業総利益	367	325	320	308	284
	資産の額	1	1	1	1	1
農業関連事業	事業収益	2,614	2,612	2,634	2,634	1,912
	事業総利益	478	466	453	453	464
	資産の額	621	565	516	701	764
その他事業	事業収益	1,800	1,509	1,728	1,728	1,907
	事業総利益	155	193	182	182	217
	資産の額	10,941	10,848	10,939	10,791	10,724
計	事業総収益	5,601	5,218	5,414	5,356	4,786
	事業総利益	1,542	1,533	1,472	1,424	1,434
	資産の額	107,124	108,209	107,107	106,772	106,582

7. 連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率の状況

令和6年1月末における自己資本比率は、11.58%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	あさひかわ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	2,063百万円(前年度2,027百万円)

当連結グループは、適正なプロセスにより正確な連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,411	4,556
うち、出資金及び資本準備金の額	2,027	2,063
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	2,476	2,574
うち、外部流出予定額(△)	62	63
うち、上記以外に該当するものの額(△)	31	18
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	77	80
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	77	80
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の4.5%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	122	60
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,609	4,696
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	6	9
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	6	9
自己資本		
自己資本の額(イ)-(ロ)(ハ)	4,604	4,687
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	39,205	37,597
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,355	1,341
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,355	1,341
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,985	2,871
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	42,191	40,467
連結自己資本比率		
連結自己資本比率(ハ)/(ニ)	10.91%	11.58%

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	454	-	-	431	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,108	-	-	3,932	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	44	-	-	53	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	70,574	14,115	565	68,927	13,785	551
法人等向け	181	177	7	128	128	5
中小企業等向け及び個人向け	3,717	1,926	77	4,163	1,804	72
抵当権付住宅ローン	1,403	483	19	3,518	1,173	47
不動産取得等事業向け	2,663	2,650	106	793	791	32
三月以上延滞等	21	3	0	19	3	0
取立未済手形	15	3	0	12	2	0
信用保証協会等保証付	10,667	1,061	42	11,238	1,119	45
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	780	780	31	780	780	31
（うち出資等のエクスポージャー）	780	780	31	780	780	31
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	10,902	16,654	666	11,373	16,670	667
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,380	10,951	438	4,380	10,951	438
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	6,522	5,703	228	6,992	5,719	229
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマंडレート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	-	1,355	54	-	1,341	54
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	105,528	39,205	1,568	105,366	37,597	1,504
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	105,528	39,205	1,568	105,366	37,597	1,504
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	2,985	119
		2,985	119	2,871	115	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%	42,191	1,688
		42,191	1,688	40,467	1,619	

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

リスク管理の手法及び手続きの概要

連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。

なお、JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.17)をご参照ください。

①標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

業種	令和4年度				令和5年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	283	283	-	343	343	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	596	596	-	598	598	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	26	26	-	25	25	-	-
	金融・保険業	70,302	17	-	68,653	3	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	222	222	-	48	48	-	-
	日本国政府・地方公共団体	4,108	4,108	-	3,932	3,932	-	-
	その他	5,255	117	-	5,196	58	-	-
個人	18,991	18,991	-	20,857	20,857	-	19	
その他	5,255	13	-	5,467	3	-	-	
業種別残高計	105,287	24,373	-	105,119	25,867	-	19	
1年以下	71,040	770	-	69,148	710	-	-	
1年超3年以下	599	599	-	859	659	-	-	
3年超5年以下	1,178	1,178	-	1,078	1,078	-	-	
5年超7年以下	843	843	-	852	852	-	-	
7年超10年以下	2,911	2,911	-	2,767	2,767	-	-	
10年超	17,660	17,660	-	19,403	19,403	-	-	
期限の定めのないもの	11,055	412	-	11,011	398	-	-	
残存期間別残高計	105,287	24,373	-	105,119	25,867	-	-	
信用リスク期末残高	105,287	24,373	-	105,119	25,867	-	-	
信用リスク平均残高	99,185	23,774	-	98,195	25,231	-	-	

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度						令和5年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	71	77	-	71	6	77	77	80	-	77	3	80
個別貸倒引当金	130	108	6	123	△ 22	108	108	108	-	108	0	108

④地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

業 種	令和4年度						令和5年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	
個人	130	108	6	123	108	6	108	108	-	108	108	-
業種別計	130	108	6	123	108	6	108	108	-	108	108	-

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	5,066	4,807
	リスク・ウェイト2%	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-
	リスク・ウェイト10%	10,609	11,187
	リスク・ウェイト20%	70,682	70,917
	リスク・ウェイト35%	1,380	3,170
	リスク・ウェイト50%	3,771	3,513
	リスク・ウェイト75%	824	632
	リスク・ウェイト100%	10,170	8,102
	リスク・ウェイト150%	-	-
	リスク・ウェイト250%	4,380	4,380
	その他	-	-
リスク・ウェイト 1250%	-	-	
自己資本控除額	5	9	
合 計	106,888	106,717	

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減リスクに関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。

J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 17）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機 構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機 関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	44	-	53
金融機関及び第一 種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	2	-	-	-
中小企業等向け及 び個人向け	144	2,676	124	3,336
抵当権付住宅 ローン	-	-	-	-
不動産取得等事 業向け	-	0	-	0
三月以上延滞等	-	-	-	-
上記以外	59	1,171	46	1,815
合 計	205	3,891	170	5,530

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことで

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 17）を参照ください

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。

J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 17）を参照ください。

②出資等その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3	3	3	3
非上場	5,160	5,160	5,160	5,160
合計	5,163	5,163	5,163	5,163

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
2	-	2	-

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

連結グループの金利リスクの算定方法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。

JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (p. 77) を参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	532	504	234	223
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	467	453		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	70	66		
6	短期金利低下	31	13		
7	最大値	532	504	234	223
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,361		4,440	

VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの令和5年2月1日から令和6年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年5月31日

あさひかわ農業協同組合
代表理事組合長 古澤 祥弘

VIII. 沿革・歩み

1. 沿革、歩み

平成14年

2月1日 あさひかわ農業協同組合設立登記・認可される。
旭川市内の旭川市・旭正・旭川市神居農協及び鷹栖町の北野農協の4 J Aが合併。旭川市一円・鷹栖町一円を区域とした、あさひかわ農業協同組合が誕生し、愛称を「J Aあさひかわ」とする。

【今合併までの4 J Aの経緯】

- ・ **J A旭川市**
 - 昭和59年 旭川市・旭川北部・神楽町の3農協が合併し、旭川市農協として新設
 - 平成12年 永山農協と合併
- ・ **J A旭正**
 - 昭和39年 旭川市東部農協と合併
- ・ **J Aカムイ**
 - 昭和48年 神居開拓農協と合併
 - 平成10年 江丹別農協と合併
- ・ **J A北野**
 - 今合併まで合併経緯なし

IX. ディスクロージャー誌の記載項目について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。
 なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

<組合単体 農業協同組合施行規則第204条関係>

開示項目	記載項目	開示項目	記載項目
●概況及び組織に関する事項			
○業務の運営の組織	I-3①	・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I-3⑤	・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	
○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	I-3⑥	・主要な農業関係の貸出実績	
○事務所の名称及び所在地	I-3⑦	・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
○特定信用事業代理者に関する事項	I-3⑧	・貯貸率の期末値及び期中平均値	
●主要な業務の内容	I-2	◇有価証券に関する指標	
○主要な業務の内容	I-2	・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	
●主要な業務に関する事項		・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	
○直近の事業年度における事業の概況	II-1	・有価証券の種類別の平均残高	
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	II-2	・貯貸率の期末値及び期中平均値	
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)		●業務の運営に関する事項	
・経常利益又は経常損失		○リスク管理の体制	I-5
・当期剰余金又は当期損失金		○法令遵守の体制	I-5
・出資金及び出資口数		○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	I-4
・純資産額		○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	I-5
・総資産額		●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
・貯金等残高		○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	II-3
・貸出金残高		○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	III-5
・有価証券残高		・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・単体自己資本比率		・危険債権	
・剰余金の配当の金額		・三月以上延滞債権	
・職員数		・貸出条件緩和債権	
		・正常債権	
○直近の2事業年度における事業の状況	III-2,3,4,6	○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	該当なし
◇主要な業務の状況を示す指標		○自己資本の充実の状況	V
・事業粗利益及び事業粗利益率		○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	III-7
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支		・有価証券	
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや		・金銭の信託	
・受取利息及び支払利息の増減		・デリバティブ取引	
・総資産経常利益率及び資本経常利益率		・金融等デリバティブ取引	
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率		・有価証券店頭デリバティブ取引	
◇貯金に関する指標		○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	III-8
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高		○貸出金償却の額	III-9
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高		○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	I-3⑥
◇貸出金等に関する指標			
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高			
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高			

<連結(組合及び子会社等) 農業協同組合施行規則第205条関係>

開示項目	記載項目	開示項目	記載項目
●組合及びその子会社等の概況		○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	VI-5
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	VI-1(1)	・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
○組合の子会社等に関する事項	VI-1(2)	・経常利益又は経常損失	
・名称		・当期利益又は当期損失	
・主たる営業所又は事務所の所在地		・純資産額	
・資本金又は出資金		・総資産額	
・事業の内容		・連結自己資本比率	
・設立年月日		●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	VI-3
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		○債権等のうち次に掲げるものの額およびその合計額	VI-4
●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの		・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
○直近の事業年度における事業の概況	VI-2	・危険債権	
		・三月以上延滞債権	
		・貸出条件緩和債権	
		・正常債権	
		○自己資本の充実の状況	VI-7
		○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	VI-6

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	記載項目
○ 自己資本の構成に関する開示事項	V-1
○ 定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	I-6②
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	I-6②
・信用リスクに関する事項	I-5①, V-3①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・オペレーショナル・リスクに関する事項	I-5④
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-7①
・金利リスクに関する事項	V-8①
○ 定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	V-2
・信用リスクに関する事項	V-3②~⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	V-4②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	V-7②~⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	V-8
・金利リスクに関する事項	V-9

<連結(組合及び子会社等) 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	ページ
○ 自己資本の構成に関する開示事項	VI-7(1)
○ 定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	VI-1,2
・自己資本調達手段の概要	VI-7
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	VI-7
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(4)①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・オペレーショナル・リスクに関する事項	VI-7(7)
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(8)①
・金利リスクに関する事項	VI-7(9)①
○ 定量的開示事項	
・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	VI-7(1)
・自己資本の充実度に関する事項	VI-7(2)
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)②~⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	VI-7(4)②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	VI-7(8)②~⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	VI-7(9)
・金利リスクに関する事項	VI-7(10)②



〒078-8234

旭川市豊岡4条1丁目1番18号
管理部・金融共済部・内部監査室

TEL 0166-31-0111

FAX 0166-31-1555

営農企画部

TEL 0166-37-8855

FAX 0166-31-5377

旭川市東旭川町旭正36番地の2

購買部

TEL 0166-37-8860

FAX 0166-31-0680